

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・ 資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル

申請の手引き

令和6年4月

(評価基準改正 令和5年3月)



東京都環境局



東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社

令和6年度申請の手引き 目次

番号	内 容	ページ数
1	制度の概要	1
2	申請の資格・対象者	1
3	申請区分	1
4	申請受付期間・書類送付先	2
5	申請から認定・公表までの流れ（概要）	3
6	申請方法	4
7	申請書類ファイルの作成	7
8	申請手数料	12
9	評価内容及び審査	15
10	判定及び認定	18
11	認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用	18
12	認定後の変更届等	19
13	留意事項	20
14	申請に係る様式（記入例）	21
	申請書類チェック表（インデックス表）	22
	様式第1号「認定申請書」	23
	様式第2号「同意書」	27
	様式第3号「環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	28
	様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」	29
	<参考「様式第4号」関係>	30
	様式第5号「インターネットによる情報公開に関する確認書」	32
	様式第6号「経営状況確認書」	37
	様式第7号「労働安全衛生関係法令の規定による労働災害の発生状況に関する自己申告書」	39
15	評価基準表（自己評価含む）	41
	(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）	43
	(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）	50
	(3) 中間処理業	59
	(4) 専門性 ① 収集運搬業（積替え保管を除く）	71
	専門性 ② 収集運搬業（積替え保管を含む）	72
	専門性 ③ 中間処理業	74
16	巻末「参考資料」（記載例）	75
	参考資料1「低公害・低燃費車両、重機」の項目	77
	参考資料2 インターネット情報公開における事業計画の概要 (1)収集運搬業（積替え保管を除く）	80
	(2)収集運搬業（積替え保管を含む）	82
	(3)中間処理業	84
	参考資料3 施設維持管理記録	86

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

認定の有効期間は、新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末までです。

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び認定を受けようとする業の区分において、都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表（P.43～74）で業の区分ごとに自己評価し、基準を満たすこと。
評価の基準については、【9 評価内容及び審査】（P.15）を参照ください。

(3) 対象者

- ① 新規申請： 新たに優良性基準適合認定を希望する事業者
- ② 更新申請： 令和7年3月31日にて認定の有効期間が終了する認定事業者で、令和7年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

(1) 認定の区分は、次の①～②のとおりです。

- ① 産 廃 エ キ ス パ ー ト（第1種評価基準）： 業界のトップランナー的優良事業者
- ② 産廃プロフェッショナル（第2種評価基準）： 業界の中核的役割を担う優良事業者

(2) 業の区分は、次の①～③のとおりです。許可証と同一の業区分での申請とします。

- ① 収集運搬業（積替え保管を除く）
- ② 収集運搬業（積替え保管を含む）
- ③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における感染性産業廃棄物を扱う場合のみが対象となります。
専門性評価基準のみの単独申請はできません。業の区分に加えて申請してください。

(4) 同時申請

東京都又は八王子市もしくはその両方において複数の業の許可を取得している場合は、取得しているすべての業の区分を申請してください。

4 申請受付期間・書類送付先

(1) 申請受付期間

① 申請エントリー（以下「Web エントリー」という。）

■Web エントリーは令和 6 年 5 月 20 日（月）より開始します。

■Web エントリーにより、申請事項を登録してください。エントリーで作成した申請書類を下記期間内に公社まで提出することで申請となります。

② 更新申請

- 収集運搬業（積替え保管を除く）の書面受付期間
：令和 6 年 5 月 20 日（月）～7 月 19 日（金）
- 収集運搬業（積替え保管を含む）の書面受付期間
：令和 6 年 5 月 20 日（月）～7 月 26 日（金）
- 中間処理業の書面受付期間
：令和 6 年 5 月 20 日（月）～7 月 26 日（金）
- 収集運搬業 + 中間処理業（同時申請）の書面受付期間
：令和 6 年 5 月 20 日（月）～7 月 31 日（水）

③ 新規申請

- すべての業の区分の書面受付期間
：令和 6 年 5 月 20 日（月）～8 月 23 日（金）

* 書面受付後、事務局で内容を確認し、受領出来ないと判断した場合は一度返却させていただきます。

（この場合、送料は申請者の負担となります。）

* 書類作成の事前相談等をご希望の場合は、あらかじめ電話で日時の予約をしてください。

(2) 申請書類送付先

郵便番号 130-0022

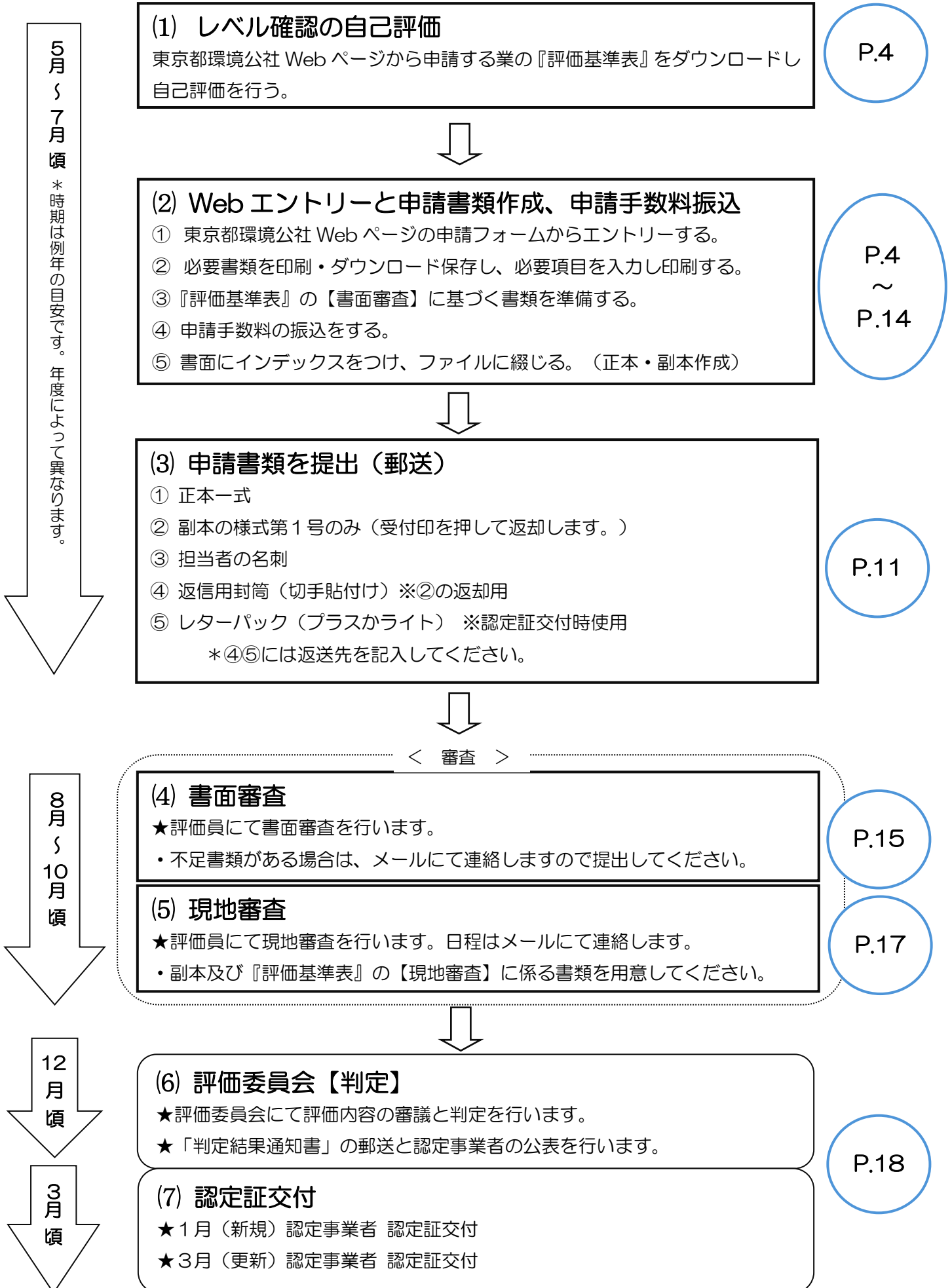
住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 5 階

名 称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

電 話 イーサンパイ
03-3644-1381

※土・日・祝日、年末年始を除く 9 時から 12 時、13 時から 17 時まで

5 申請から認定・公表までの流れ（概要）



6 申請方法

(1) レベル確認の自己評価

- ① 始めに、東京都環境公社 Web ページから申請する業の『評価基準表』をダウンロードしてください。

(東京都環境公社 Web ページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 令和 6 年度申請について → STEP 1. レベル確認の自己評価 よりダウンロードできます。)

- ② 次に、評価基準表の申請者記入欄における得点をプルダウンで入力していくと、得点率が表示されますので、基準を満たしているか確認してください。

(2) Web エントリー

詳細は、東京都環境公社 Web ページをご確認ください。

(東京都環境公社 Web ページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 令和 6 年度申請について)

東京都環境公社 Web ページ :

<https://www.tokyokankyo.jp/apply/certification/>

もしくは、右の QR コードから進めます。



**【Web エントリーは
早めに行ってください。】**

Web エントリーをすることで、必要な様式をダウンロードし、準備を進めることができます。

スムーズな申請のために、早めの Web エントリーをお願いいたします。

(3) 申請用紙等のダウンロード

- ① Web エントリーで STEP3 の送信まで完了すると、下記の書面ダウンロード画面に移ります。この画面を閉じずに、必ずすべてをダウンロードして PC のデスクトップ等に保存し、書類を作成してください。（Web エントリーで入力された一部の内容は PDF の各様式に転記されます。）



2024年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム



以下のページをダウンロードして保存し、書類を作成してください。

Web エントリーで 入力した申請データです	優良性基準適合認定制度 申請データ	ダウンロードして保存
	申請書類チェック表(インデックス表)(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第1号 認定申請書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第2号 同意書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第4号 納税等の状況に関する誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第5号 情報公開に関する確認書(PDF)	ダウンロードして保存
	様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書(PDF)	ダウンロードして保存
申請する業の区分の 書式のみ表示されます。	様式第6号 経営状況確認書(Excel 形式)	ダウンロードして保存
	評価基準表 収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel 形式)	ダウンロードして保存
	中間処理業(Excel 形式)	ダウンロードして保存
	専門性:収集運搬業(積替え保管を含む)(Excel 形式)	ダウンロードして保存
	専門性:中間処理業(Excel 形式)	ダウンロードして保存

※上記デザインはイメージです。

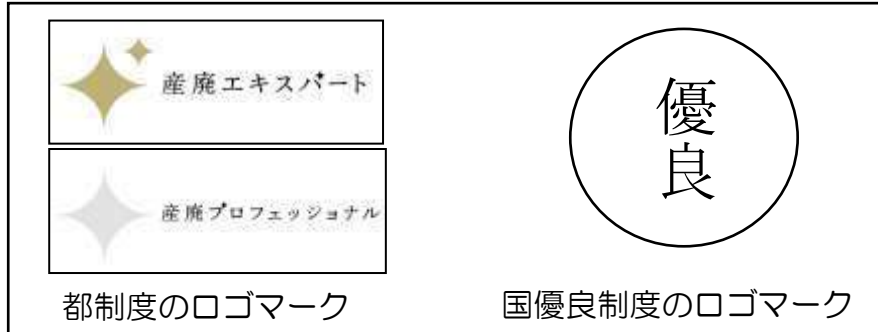
- ② 入力は【14 申請に係る様式（記入例）】（P.22～P.39）を参照してください。

(4) 様式第 1 号「優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告」の作成

申請時において、環境省が所管する「優良産廃処理業者認定」（以下「国優良」という。）を取得している場合、本制度の提出書類を一部省略できる可能性があります。

「国優良」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく制度です。通常、認定業者は、許可証に「優良」マークが付されています。

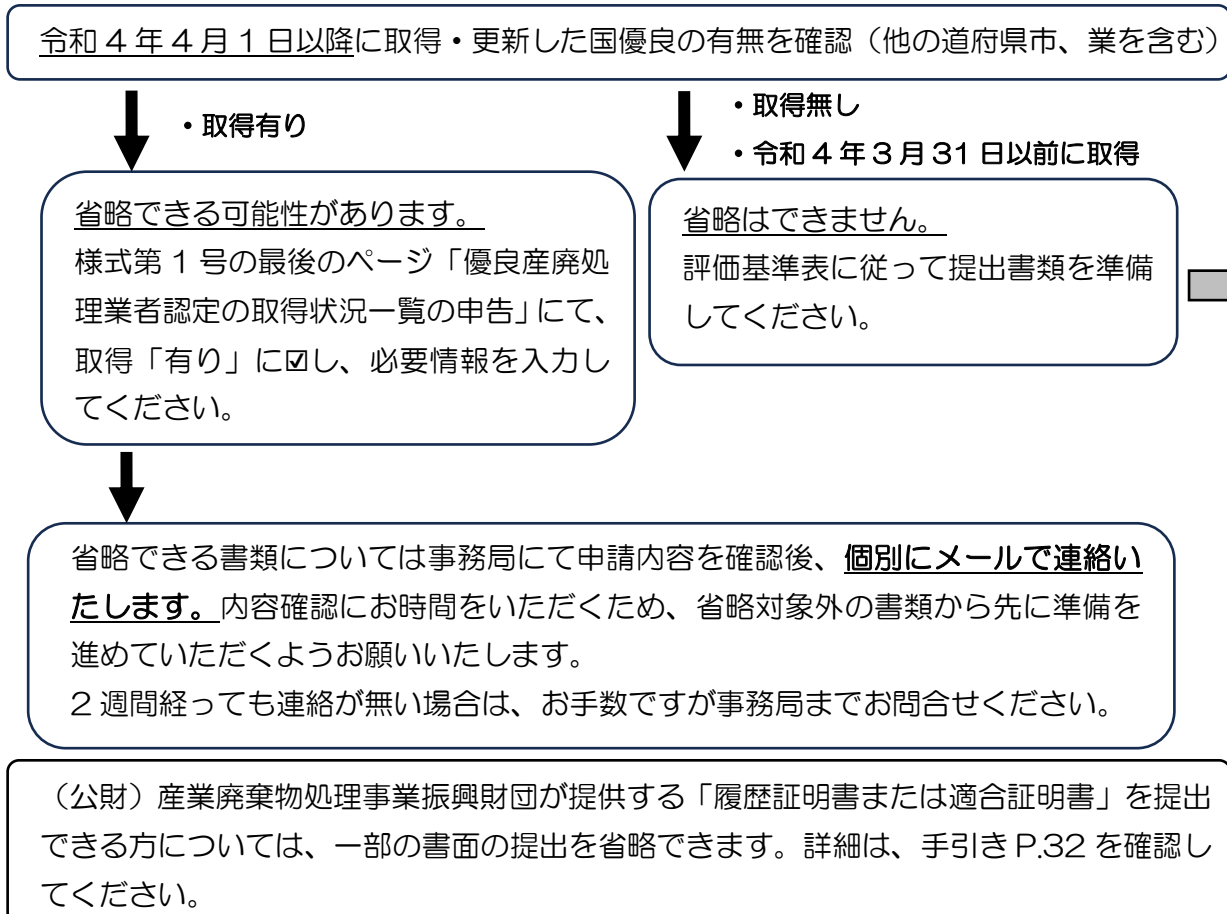
(イメージ)



<省略の対象となる項目及び省略できる事項（概要）>

評価項目		省略できる事項
遵法性	納税等	納税証明書（直前 3 年分）等
安定性	インターネット情報公開 ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表等 ④料金表等	<ul style="list-style-type: none"> 様式第 5 号<更新履歴情報>の記入 最新の公表画面の写し

<提出書類一部省略までの流れ>

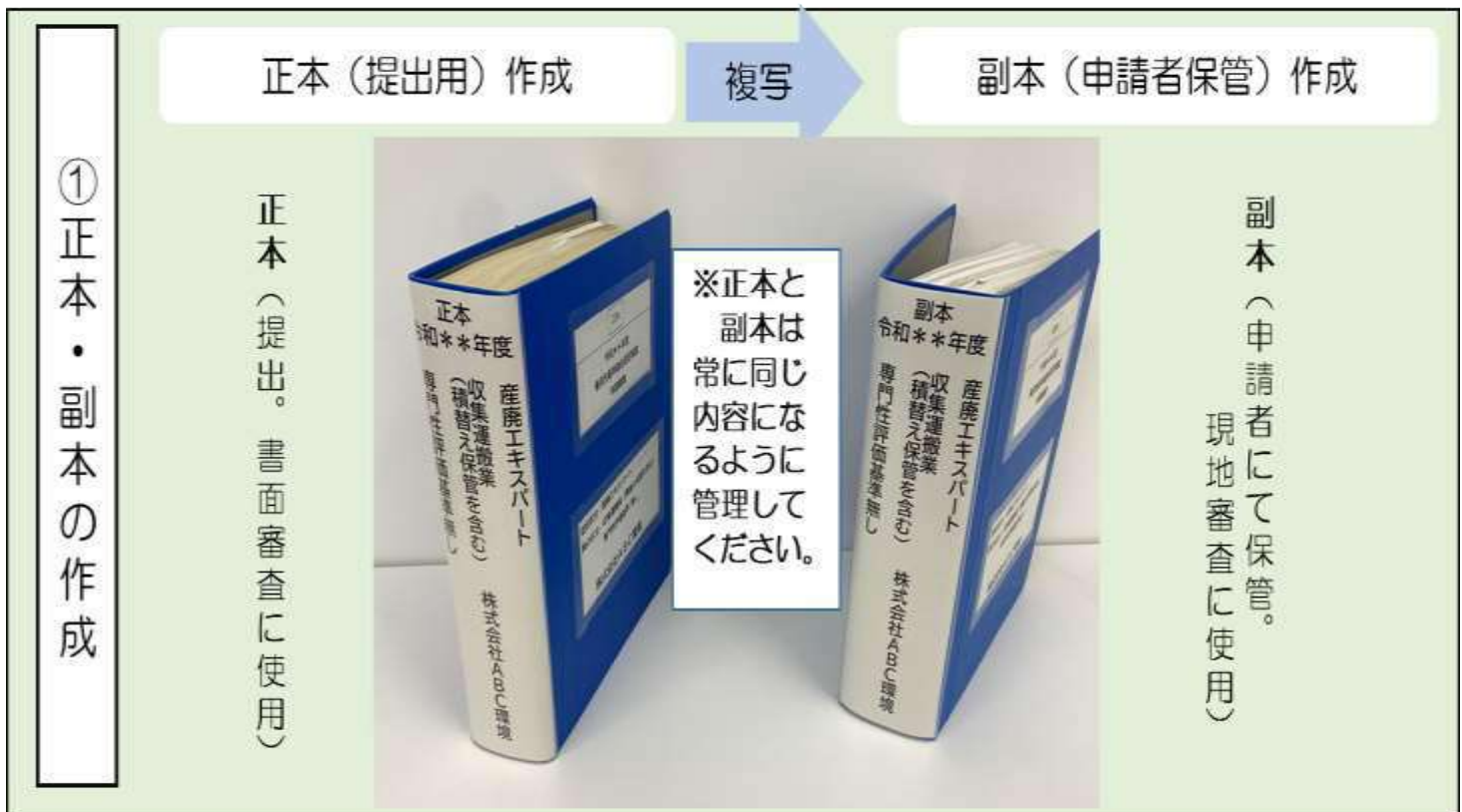


(5) 「評価基準表書類」の作成

- ① 様式の準備ができましたら、「評価基準表」で指定された書面審査のための書類を準備してください
- ② 書面審査の書類は、評価基準表【令和6年申請用】の「評価の基準及び書面審査・現地審査の内容」欄の【書面審査】に書かれています。
(※業の区分、認定の区分により異なります。)
- ③ 評価基準表書類が準備できましたら、評価基準表の左端の列に記載されている番号をインデックスに記入し、書類につけてください。

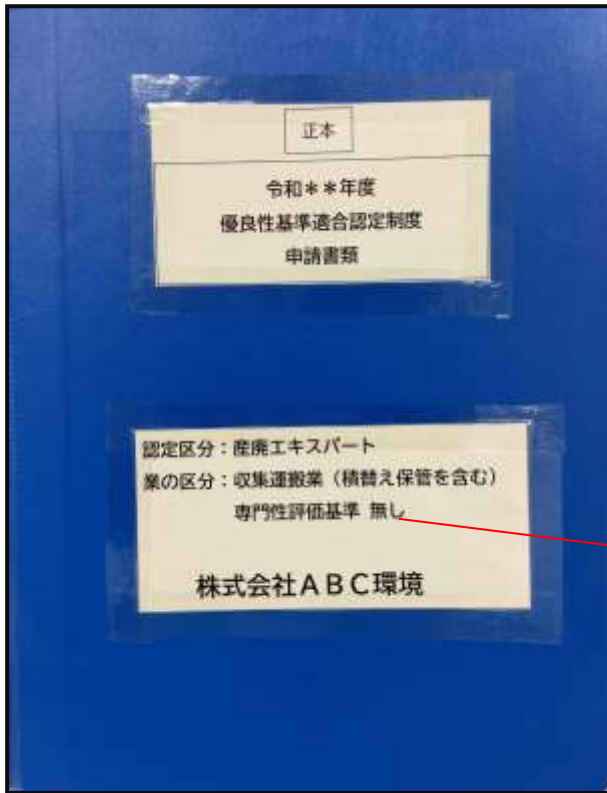
7 申請書類ファイルの作成

- ① 業の区分ごとに正本・副本を作成してください。
正本にて書面審査を行います。
審査の過程で追加資料を請求する場合がありますので、その際は副本にも追加した書類を綴じこみしてください。

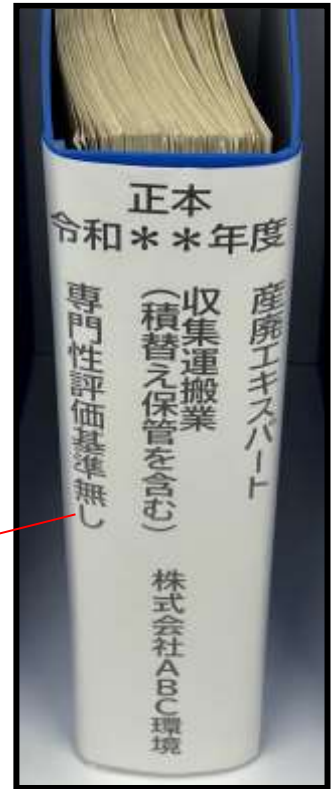


② 申請書類ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。

ファイル表紙（例）

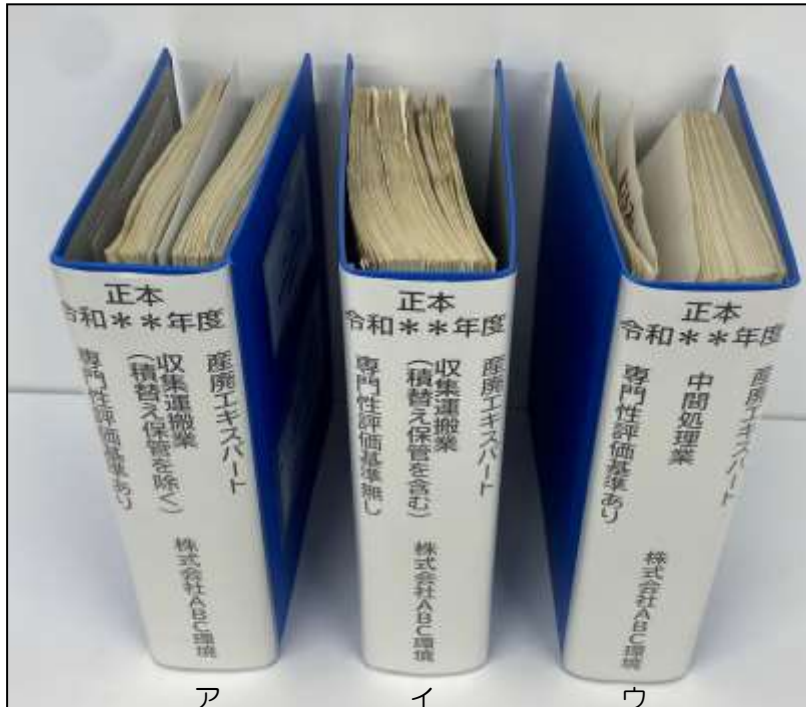


ファイル背表紙（例）



専門性の申請をする場合は「あり」、しない場合は「無し」と記入。

③ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



- ア
収集運搬業（積替え保管を除く）
- イ
収集運搬業（積替え保管を含む）
- ウ
中間処理業

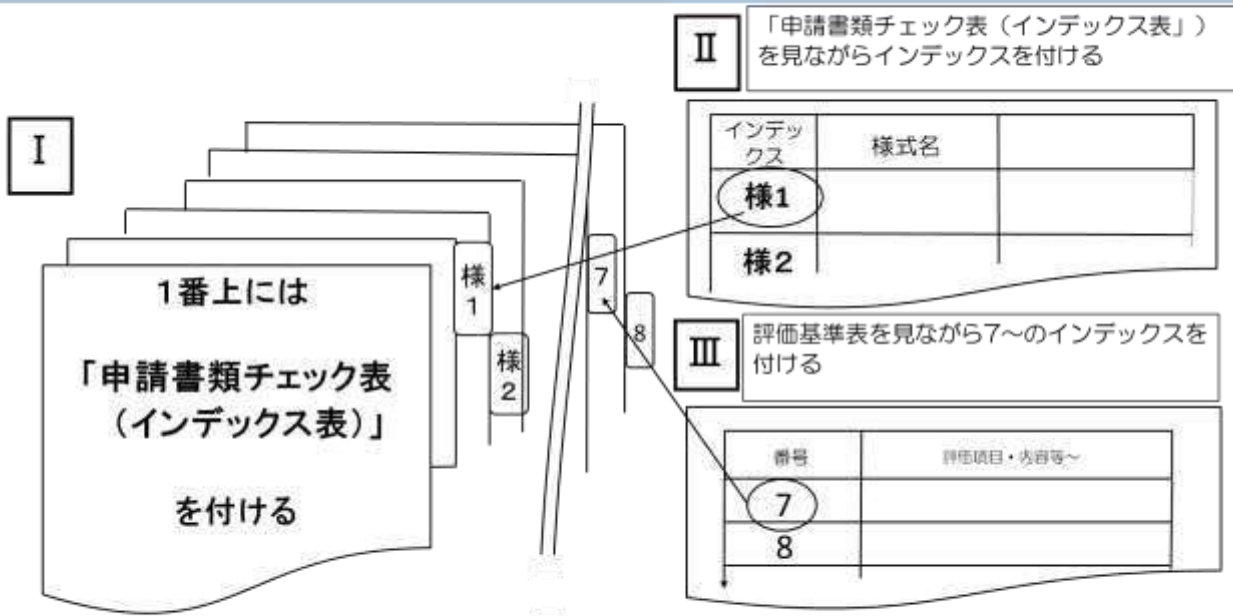
＜収集運搬業と中間処理業を同時申請される場合について＞

第1号から第7号の様式と、その添付書類及び「振込確認書面」については、1部のみで結構です。

収集運搬業のファイルに綴じて提出してください。

④【申請書類チェック表（インデックス表）】P.22及び【評価基準表】P.43～74の番号を参照し、インデックスを順番につけてください。

インデックスの付け方（正本・副本同じものを作成）



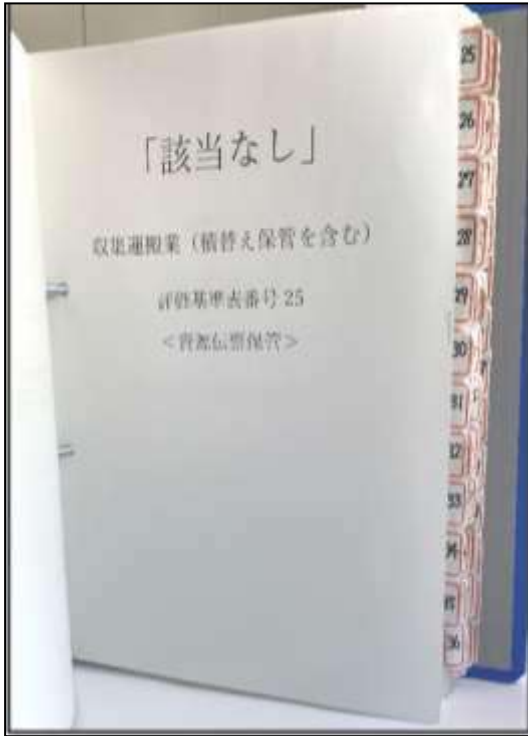
必要な書面は、認定の区分及び業の区分により異なります。申請の区分に合わせた番号のインデックスを付けてください。（1～6はインデックスなし）

【インデックス見本】

インデックス	様式名	内容及び添付する資料
様1	様式第1号「認定申請書+国費負担状況」	評価認定を受けるための申請書 認定申請書とは以下の全ての申請書（当し）を添付してください。 ・国費負担状況確認書 ・国費負担状況確認書 ・国費負担状況確認書 ・国費負担状況確認書 ・国費負担状況確認書
様2	様式第2号「同意書」	東京都と八王子市が保管する申請者の筆跡の許可申請に関する資料取扱い同意書
様3	様式第3号「経済状況調査法やの地位による不利負担に該当しない旨の誓約書」	不利負担に該当しないことを示すための誓約書
様4	様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」	納税等の状況について、提出の状況の有無を示すための誓約書 ※誓約書は添付してください。
様5	様式第5号「インターネットによる情報公開に関する誓約書」	インターネット情報公開の方法及び情報公開等を示すための誓約書 ※本表に添付する申請書（様1）添付する申請書（様2）から取り出した情報公開同意書は添付する必要はありません。
様6	様式第6号「経歴状況確認書」	経歴状況を示すための確認書 ※経歴状況を確認するため、添付申請書の経歴状況欄に添付してください。
様7	様式第7号「労働災害の発生状況に関する自己申告書」	申請する年の範囲において、労働災害の発生の有無を示すための自己申告書 ※本表に添付する申請書（様1）添付する申請書（様2）から取り出した労働災害発生状況確認書は添付する必要はありません。
様8	様式第8号「振込確認書」	申請書類の振込が確認できる書面の写し
評価	評価基準表（申請者記入）」	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表（申請者記入欄に記入し□にしるしを記入してください。）
番号7～	評価基準表書様（番号1～6は添付不要）	番号7から順番にインデックスを付けて貼り込んでください。

⑤ 該当する書面がない場合は、「該当なし」と記入、同時申請で重複書面がある場合は、「重複書面」と記入した書面を作成し、インデックスを付けてファイルに綴じてください。

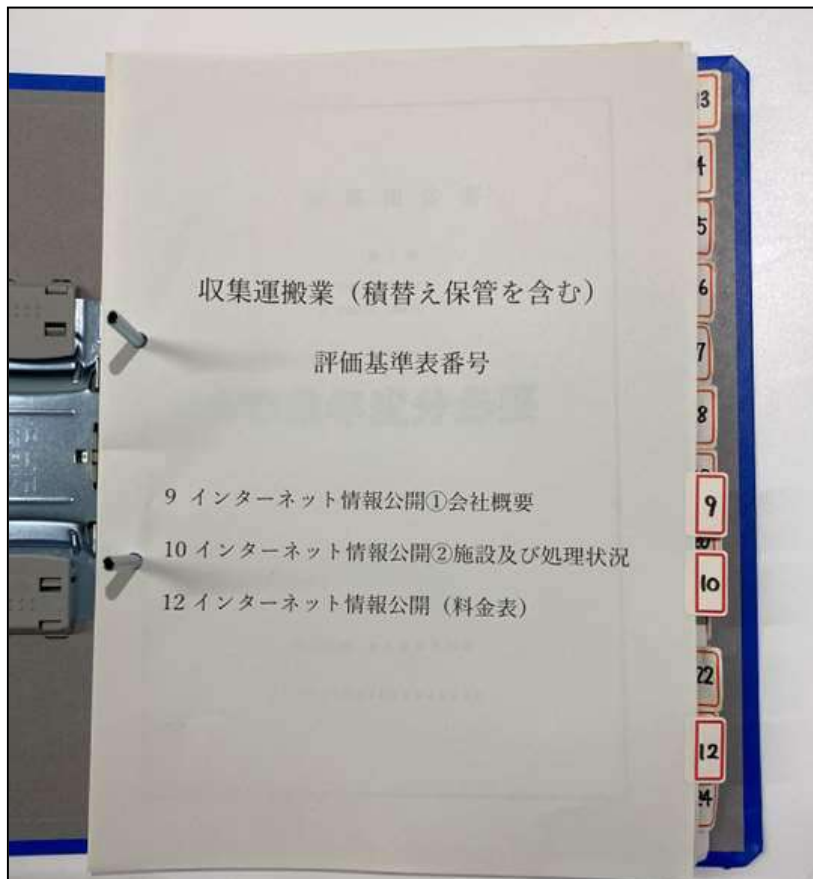
【「該当なし」の見本】



【「重複書面」の見本】



ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に該当するインデックスを貼ってください。



⑥ インターネット情報公開の項目について添付する書面例

(参考) Web ページ

※お願い
各項目の該当する箇所を赤で囲み、公表項目が掲載されている場所が、一目でわかるようにしてください。



<例>
 トップページ→会社概要→法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置
 トップページ→事業案内→事業計画の概要、許可証の写し
 事業場公開の有無・頻度

⑦ 以下の書類を揃えて提出してください。

<提出するもの> ①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺 ④返信用封筒 (切手貼付け) ⑤レターパック

⑦ 書類の提出(郵送)



8 申請手数料

(1) 申請手数料 (P.13~14 のとおり)

- ① 申請書類提出前に下記<振込先>へお振り込みください。
- ② 「振込金受取書」「ご利用明細書(ATM)」等、振込が確認できる書面の写しを申請書のインデックスに「振込」と記入して提出してください。
*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しをご提出ください。
- ③ 振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

※審査の途中でエキスパートの基準を満たせず、プロフェッショナルへ認定区分が変更になった場合でも返金いたしません。必ず、申請の前に基準を満たしていることを確認してから認定の区分を決めてください。

インボイス制度 登録番号：T2010605002504

<振込先>

消費税率：10%

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店番 086

口座番号 1599124 (普通預金)

口座名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において現地審査を実施する場合は、審査の終了後に評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・ 錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの公共交通機関の路線距離が100km 以上の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。(特急料金を含む。)
 - ・ 北海道、四国、九州(沖縄含)及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・ 遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

【新規申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	154,000円	198,000円	220,000円	+	33,000円
産廃プロフェッショナル	110,000円	154,000円	176,000円		

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	297,000円	330,000円	363,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	319,000円	352,000円	385,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	231,000円	264,000円	297,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	286,000円	319,000円	352,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	275,000円	308,000円	341,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	297,000円	330,000円	363,000円

【更新申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	137,500円	181,500円	198,000円	+	33,000円
産廃プロフェッショナル	99,000円	137,500円	159,500円		

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	266,750円	299,750円	332,750円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	288,750円	321,750円	354,750円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	209,000円	242,000円	275,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	261,250円	294,250円	327,250円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	247,500円	280,500円	313,500円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	266,750円	299,750円	332,750円

9 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産廃エキスパート

「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定します。

② 産廃プロフェッショナル

「遵法性」、「安定性」の適合について判定します。

③ 専門性評価基準（感染性廃棄物を取扱う場合に限る。）

「専門性」の適合について判定します。

④ 評価基準における必須項目

評価基準表の「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルともに、該当する項目のすべてを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。（得点÷配点＝得点率）

⑤ 産廃エキスパートでは、「安定性」内の指定された項目を必ず取得していることとし、得点合計に含めます。

<評価の適合基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組	+	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上 (一部必須)	60%以上	+	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—		

<必ずお読みください>

令和5年度から、上記の「評価の適合基準」が変更となりました。

産廃エキスパートを申請される方は、遵法性の他に、安定性においても指定された項目は必ず取得していただく必要があります。

(2) 審査方法

評価基準表に基づき、書面審査及び現地審査を実施します。

① 書面審査は、提出された申請書類について評価員が審査します。

なお、書面審査において不足及び不備がある場合には、追加または再提出していただきます。

② 現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査書類の内容をヒアリングや目視で確認し、評価基準に適合しているかを審査します。

(3) 現地審査について

<準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、評価基準表の【現地審査】P.43～74のとおりです。
副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前にメールにて連絡いたします。
(下記②と③においてもこの時に詳細をお知らせします。)
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去5年間分の中から、更新申請者は前回の審査日以降の中から指定し、確認させていただきます。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただき、状況により印刷・撮影することがあります。

<審査に要する時間>

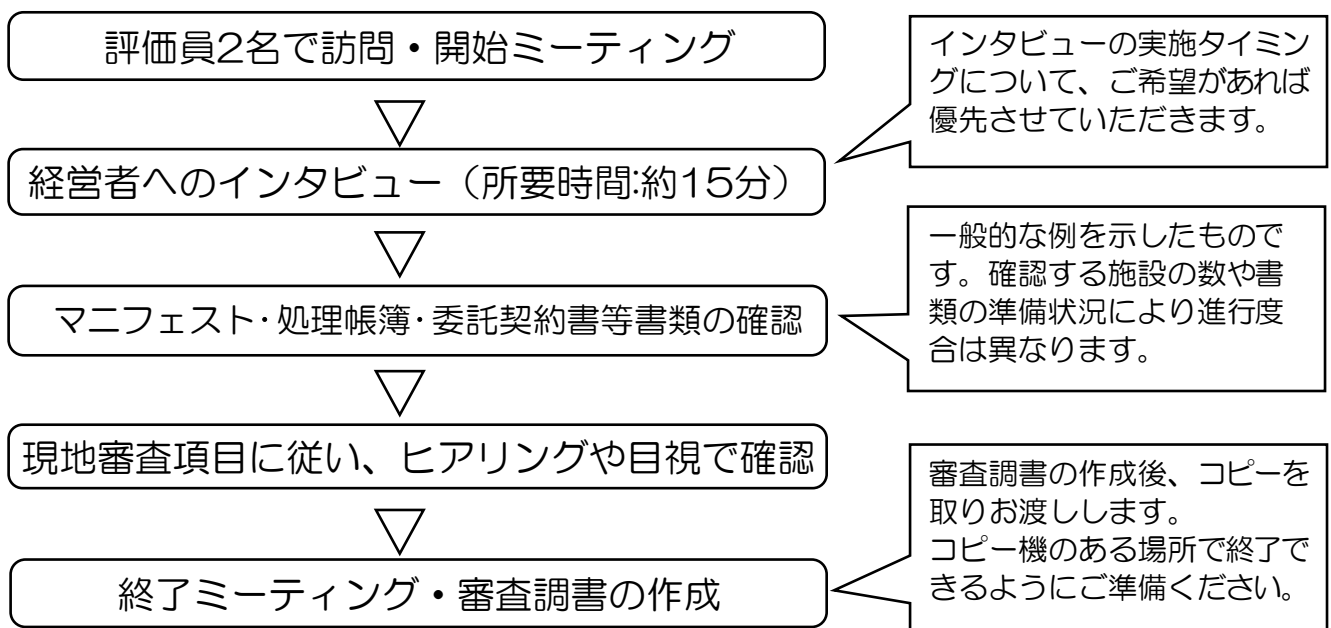
・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち2～3時間程度

・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後

※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち15分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。

※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により所要時間は前後いたします。

<審査の流れ>



10 判定及び認定

(1) 評価委員会の判定

評価委員会は、評価員が実施した書面審査及び現地審査の調査結果を基に、申請者の評価基準への適合の可否について判定します。

なお、産廃エキスパートで申請した事業者については、審査の結果、得点率が評価の基準に満たなかった場合でも、産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェッショナルの適合を認めるものとします。

(2) 認定の通知

- ① 評価委員会にて判定後、申請事業者には「判定結果通知書」を郵送します。
- ② 認定基準適合事業者については、東京都環境公社のWebページで公表します。
また、東京都知事と八王子市長に認定の結果を報告し、東京都と八王子市は報告に基づき、評価基準適合事業者の名称等をWebページで公表します。
- ③ 認定基準適合事業者には、認定証を交付します。(新規事業者は1月、更新事業者は3月)

11 認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用

(1) 認定証の取扱い

- ① 主たる事務所の見やすい場所に掲示してください。
- ② 第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(2) ロゴマーク等の使用

認定事業者は、申請することにより「ロゴマーク(シール・マグネット)」及び「ロゴデータ」の使用ができます。「ロゴマーク(シール・マグネット)」及び「ロゴデータ」の使用の詳細については、東京都環境公社のWebページを確認してください。

【使用例】

〈 名刺 〉



〈 収集運搬車 〉



(3) 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）の認定マークが入った『産業廃棄物処理業許可証』の交付

ご希望の方は、東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、ロゴマーク及び認定番号を付した『産業廃棄物処理業許可証』が交付されます。

(4) 優良性基準適合認定業者であることを証する書面『確認書』の交付

ご希望の方は、東京都又は八王子市に「優良性基準適合認定確認申請書」を提出することにより『確認書』が交付されます。

<お問い合わせ>・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

・八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458



12 認定後の変更届等

申請した情報に変更等が生じた場合、東京都環境公社の Web ページより様式をダウンロードし、公社まで提出してください。

東京都環境公社 Web ページ：

<https://www.tokyokankyo.jp/apply/certification/>

もしくは、右の QR コードから進めます。



(1) 変更届出書

法人は、名称・代表者・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合
個人は、氏名・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合
東京都環境公社 Web ページに記載の届出書と必要書類を公社へご提出ください。
変更内容を確認のうえ、認定証を再発行いたします。

(2) 廃止届出書

認定を受けた業の区分に係る事業を廃止した場合、又は廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合（あわせて認定証を返納してください。）

(3) 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき（毀損の場合には、認定証を添付してください。）

※上記以外にも様式がございます。必要に応じて Web ページをご確認ください。

13 留意事項

(1) 評価基準の認定を受けるか否かは事業者の任意です。また、評価基準に適合しているか否かは、業の許可基準とは本質的に性格が異なり、処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。

(2) 認定制度は、あくまでも評価基準への適合を認定するものであり、認定基準適合事業者が不法行為や不適正な処理を行わないことを、東京都、八王子市及び東京都環境公社が保証するものではありません。

(3) 認定の更新をしなかった場合、もしくは認定が廃止になった場合は、認定期間終了後、速やかに Web ページ上の認定の記載を削除し、ロゴマークの使用をお控えください。

14 申請に係る様式（記入例）

※申請書類チェック表を一番上に綴じてください。

- (1) 様式第1号「認定申請書」
- (2) 様式第2号「同意書」
- (3) 様式第3号「環境保全関係法令の規程による不利益処分
分に該当しない旨の誓約書」
- (4) 様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」
＜参考「様式第4号」関係＞
- (5) 様式第5号「インターネットによる情報公開に関する
確認書」
- (6) 様式第6号「経営状況確認書」
- (7) 様式第7号「労働安全衛生関係法令の規定による労働
災害の発生状況に関する自己申告書」

※詳細は【6 申請方法】(P.4)を参照してください。

申請書類チェック表（インデックス表）

記入例

※以下の申請書類を揃えたら、口にレ点を記入の上、申請書類の1番上に綴じてください。

レ点 記入	インデッ クス	様 式 名	内容及び添付する資料
<input checked="" type="checkbox"/>	様1	様式第1号 「認定申請書+国優良取得状況」	評価認定を受けるための申請書 ※東京都または八王子市の全ての許可証（写し）を添付してください。 ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理産業廃棄物処分業許可証
<input checked="" type="checkbox"/>	様2	様式第2号 「同意書」	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関する資料閲覧の同意書
<input checked="" type="checkbox"/>	様3	様式第3号 「環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書
<input checked="" type="checkbox"/>	様4	様式第4号 「納税等の状況に関する誓約書」	納税等の状況について、提出の該当の有無を示すための誓約書 ※各種納税証明書を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	様5	様式第5号 「インターネットによる情報公開に関する確認書」	インターネット情報公開の方法及び履歴情報等を示すための確認書 ※本様式に更新履歴情報を記載しない場合は産廃情報ネットから発行した履歴情報証明書または適合証明書を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	様6	様式第6号 「経営状況確認書」	経営状況を示すための確認書 ※記載内容を確認するため、直前3年間分の財務諸表等関係する書類を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	様7	様式第7号 「労働安全衛生関係法令の規定による労働災害の発生状況に関する自己申告書」	申請する業の範囲において、労働災害の発生の有無を示すための自己申告書 ※本様式において事故「有り」と申告した場合は、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	振込	「振込確認書面」	申請手数料の振込が確認できる書面の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	評価	「評価基準表（申請者記入）」	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表 （申請者記入欄に得点入力及び口にレ点記入してください。）
<input checked="" type="checkbox"/>	番号 7～	評価基準表書類 （番号1～6は添付不要）	番号7から順番にインデックスを付けて綴じ込んでください。

申請者名 株式会社環境〇〇〇

****年 **月 **日

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京〇〇ビル 8F

氏名 株式会社環境〇〇〇

代表取締役 環境 正太郎 (押印不要)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可証の記載どおりに入力してください。

(例) 一丁目2番3号

認定申請書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	363,000 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	13-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-20-*****	****年**月**日まで
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	13-50-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-70-*****	****年**月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	109-10-*****	****年**月**日まで
	中間処理業		
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		
	中間処理業		

八王子市の許可証をお持ちの場合は
「109」から始まる番号

■ 申請者のホームページアドレス <http://www.〇〇〇〇.jp>

■ 今回の申請に関する内容の問合せ先(行政書士等、代理人がいる場合はその情報を記入)

社内担当者、 又は代理人の 連絡先	氏名	産廃 三郎	フリガナ	サンパイ サブロウ
	会社名	産廃行政書士事務所	部署 役職名	法人部 チーフ
	メールアドレス	sanpai-s@kankyo.jp		
	電話番号	03-0000-0001		
担当者の方と 連絡が取れな かった場合の 連絡先	氏名	産廃 次郎	フリガナ	サンパイ ジロウ
	部署 役職名	総務部 課長	電話番号	03-0000-0002
備考				

■ 申請する会社の担当者連絡先 (上記に記入した担当者と異なる場合のみ記入)

申請者 担当者	氏名	産廃 太郎	フリガナ	サンパイ タロウ
	部署 役職名	総務部 部長	電話番号	03-0000-0003
	メールアドレス	sanpai-t@kankyo.jp		

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方は記入)

区分	収集運搬業		中間処理業
	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管を含む)の方は、都内の「積み替え保管施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。 中間処理業の方は、都内の「事業の用に供する施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号 施設名: 積替え保管施設 1(墨田ベース)	
	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号 施設名: 積替え保管施設 2(新砂ベース)	
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 施設名: 処理施設 1(新宿工場)	
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都立川市錦町〇丁目〇番〇号 施設名: 処理施設 2(多摩リサイクルセンター)	
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 施設名:	許可証の記載どおりに入力してください。 (例) 一丁目2番3号
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 施設名:	

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

駐車場 所在地 (都内)	東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号	使用 権原	所有
	東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号		賃貸

■ 申請者のマニフェスト状況及び現地審査情報等

電子マニフェスト加入の有無	収集運搬業:有 中間処理業:有	取り扱うマニフェストのうち 電子マニフェストが占める割合	約 9 割
紙マニフェスト保管状況	整理方法	月または日ごとに整理している	
	月の枚数	月に約 1,200 枚以上	
マニフェスト、処理帳簿、委託契約書の現地審査書類が確認できる施設の名称・住所・最寄駅から施設までの経路。複数の施設を保有する場合は、施設を回る際の希望順路を記入。	<p>中間処理施設が2箇所ありますので、順路は①、②の順で希望します。</p> <p>① 環境リサイクルセンター 東京都江東区潮見〇丁目〇番〇号 JR京葉線「潮見駅」から徒歩 10 分</p> <p>② 環境プラント 東京都大田区城南島〇丁目〇番〇号 東京モノレール「流通センター駅」から 京急バス城南島循環城南島〇丁目 バス停徒歩 1 分</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 原則、先ず始めに評価員が ① の場所にお伺いします </div>		
経営者インタビューの回答者	役職名	氏名	
	代表取締役	環境 正太郎	
<備考> ※記入しきれなかった事項など、自由にご記入下さい。			

優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告

環境省が所管する「優良産廃処理業者認定(以下「国優良」という。)」を取得している場合、提出書類を一部省略できる可能性があるため、取得の有無を以下のとおり申告します。

※業の許可証に「国優良」マークが付されています。

1. 令和4年4月1日以降の国優良の取得の有無

有り（「有り」の場合は、2. 3.を記入） 無し（「無し」の場合は、2. 3.の記入は不要）

※「有り」の方には別途（公財）東京都環境公社より「省略に係る詳細について」連絡します。

2. 東京都または八王子市の許可番号に基づく国優良

業の区分	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	令和4年 8月 22日
収集運搬業(積替え保管含む)	年 月 日
中間処理業	令和4年 8月 22日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)	年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)	年 月 日

※国優良を取得した許可証の写しを添付してください。

なお、申請書類チェック表の様式1に添付する許可証の写しと重複する場合は、必要はありません。

3. 他の道府県市での国優良

業の区分	道府県市名	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	埼玉県	令和4年 10月 16日
収集運搬業(積替え保管含む)		年 月 日
中間処理業	埼玉県	令和4年 10月 16日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)		年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)		年 月 日

※他の道府県市で国優良を取得した許可証の写しを添付してください。

<省略の対象となる項目及び省略できる事項(概要)>

対象となる評価項目等		省略できる事項
遵法性	納税等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種納税証明書(直前3年分) ・社会保険料の納入証明書(直前24か月分) ・労働保険料の納入証明書(直前3年分)
安定性	インターネット情報公開 ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表 ④料金表等	<ul style="list-style-type: none"> ・更新履歴情報の記載 ・最新の公表画面の写し

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

同 意 書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度の審査に必要な情報について、東京都と八王子市が保管する以下の申請者の業の許可に関連する資料を、公益財団法人 東京都環境公社が閲覧することに同意します。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令(*1)の規定による不利益処分(*2)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(*3)に該当しないことを誓約します。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

不利益処分とは

*1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

*2

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

*3

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

納税等の状況に関する誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

産業廃棄物処理業等に係る「納税等」の該当の有無について、下表のとおり該当□にレ点を記入し誓約します。

なお、「有」に該当するものは、納税等の未納のないことの各証明書を添えて提出します。

****年 **月 **日

住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

1. 国税・都税

該 当		納税証明書(直前3年分)	課税されていない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人税、消費税、地方消費税	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人都民税	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人事業税	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産取得税	

2. 市町村税(23区内においては都税として課税)

該 当		納税証明書(直前3年分)	課税されていない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人市民税、法人町民税、法人村民税	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税(償却資産用)	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業所税	

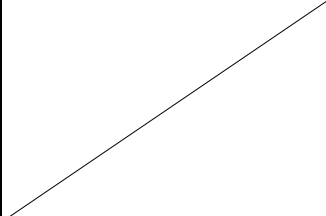
3. 社会保険料等・労働保険料

該 当		社会保険料納入証明書等(24か月分) 労働保険料納入証明書(直前3年分)	産業廃棄物処理業等に係る都内において、納付していない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会保険料(健康保険及び厚生年金)等	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働保険料(労災保険及び雇用保険)	

納税等に係る証明書類について

参考「様式第4号」関係

証明書	対象事業所	取得場所
<p>■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書</p> <p>「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。</p>	法人税及び消費税 法・地方税法に係る 全ての事業所	各税務署（国税庁）
<p>■法人住民税の納税証明書</p> <p><u>直前3年分</u>の納税証明書を添付。</p>	都内に事務所や事業 所がある場合のみ	各都税事務所
<p>■法人事業税の納税証明書</p> <p><u>直前3年分</u>の納税証明書を添付。</p>	都内に事務所や事業 所を設けて事業を行 っている場合のみ	各都税事務所
<p>■不動産取得税の納税証明書</p> <p><u>直前3年分</u>の納税証明書を添付。</p>	都内の事業所のみ	各都税事務所
<p>■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書</p> <p>「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。</p>	多摩地区及び島嶼部 に事務所や事業所が ある場合のみ	各市役所・町村役場
<p>■固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書</p> <p>「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。</p>	都内の事業所のみ	<p>・23区内は各都税事務所 （区ごとの納税額が分か るもの）</p> <p>・多摩地区及び島嶼部は 各市役所及び町村役場</p>
<p>■固定資産税（償却資産用）の納税証明書</p> <p>「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。</p>		
<p>※ 固定資産税の確認のため、都内での駐車場の使用権原について、賃貸借契約書 （写し）または登記事項証明書（原本）の提出を求める場合があります。（収集運 搬業のみ）</p>		

証明書	対象事業所	取得場所
<p>■事業所税の納税証明書</p> <p>「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。</p> <p>事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は提出する。</p> <p>(1) 23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、使用する事業所等の床面積の合計が <u>1,000平方メートル(免税点)を超える規模</u>で事業を行う法人又は個人</p> <p>(2) 23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業所等の従業者数の合計が <u>100人(免税点)を超える規模</u>で事業を行う法人又は個人</p>	<p>23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ</p>	<p>・23区内は各都税事務所</p> <p>・武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市は各市役所</p>
<p>■社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金）の納入証明書</p> <p>年金事務所が発行する「社会保険料の未納の無いことの確認書」（例.社会保険料納入確認書）<u>直前24か月分</u>を添付。</p> <p>（都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の確認書が必要。）</p>	<p>都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る社会保険料を納付している年金事務所</p>	
<p>■申請業者に属する従業員が国民健康保険料の被保険者である場合</p> <p>当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等（<u>直前24か月分</u>）を添付。なお、従業員全員に未納がないことを証する証明を添付。</p>		
<p>■労働保険料の納入証明書</p> <p>地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明する書類」（例：労働保険料等納入証明書）を添付。</p> <p>（都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要。）</p>	<p>都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る労働保険料を納付している地方労働局</p>	

○納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

なお、上記にて「写し」の記載がないものは全て「原本」を提出して下さい。

インターネットによる情報公開に関する確認書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

産業廃棄物処理業等に係るインターネットによる情報公開に関する状況については、以下項目の1.～4. のとおりであり、該当する書面を添えて提出します。

****年 **月 **日

〒130-0022

住所

東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京〇〇ビル 8F

氏名

株式会社環境〇〇〇

代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

1. 自社の Web サイトの URL URL:

2. 公開情報を閲覧できる場所は、どちらでしょうか？

(ア) “さんばいくん”で公開(自社 Web サイトからリンク)しています。

(イ) 自社 Web サイトで公開しています。

3. <更新履歴情報>の(1)～(4)を確認できる書面は、いずれでしょうか？

(ア) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧(申請書)」の「有り」に該当するため、別途、公社からの指定する書面を提出します。

(イ) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧の申告」の「無し」に該当するが、産廃情報ネット発行の直近3年分の履歴証明又は適合証明書※を提出し、(1)～(4)は、提出しません。

(ウ) (ア)と(イ)に該当しないため、<更新履歴情報>の(1)～(4)の各項目について、公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入のうえ、提出します。

※履歴証明及び適合証明書とは、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が提供する有料のサービスの利用者が取得できるものです。(有料)詳細は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団にお問合せ下さい。

4. <更新履歴情報>の(5)～(6)に該当する場合は、にチェックをして下さい。(複数チェック可)

(ア) (5)収集運搬業(積替え保管を含む)対象(任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。
※評価基準表番号34「先進的な取組」(自動車環境対策)に該当します。

(イ) (6)中間処理業対象(任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。
※評価基準表番号「安定性」15(施設の維持管理記録)、16(環境保全管理資格者数)、「先進的な取組」41(重機等の環境対策)に該当します。

申請者名 株式会社環境〇〇

<更新履歴情報>

◎ 各項目ごとに、公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入して下さい。

(1) 収集運搬業及び中間処理業の共通項目

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
① 会社概要(1/2) ○*事項: 個人の場合は、省略可能です。	○名称(個人にあつては氏名)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	社名変更
	○事務所又は事業場の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	所在地変更
	○* 代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年4月1日	変更無し
				令和5年4月1日	役員1名変更
				令和4年4月1日	代表者変更
	○* 設立年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	—	平成26年4月1日	インターネット公開開始
	○* 資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	資本金変更
○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。(変更に係る履歴を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	焼却施設を1基増設	
○*社内組織図・人員配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	令和6年4月1日	営業部増設	
			令和5年4月1日	人員2名増	
			令和4年4月1日	組織図変更	

申請者名 株式会社環境〇〇

(2) 収集運搬業及び中間処理業の共通項目

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
① 会社概要(2/2)	○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	事業拡大による追加
	○産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し ※都及び八王子市以外の道府県市の許可に係る許可証を含む。	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和5年4月1日	許可更新のため画像差し替え
	○事業場の公開の有無・頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和6年4月1日	事業公開を開始
財務諸表	○直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年4月1日	直近の決算
				令和5年4月1日	直近の決算
				令和4年4月1日	直近の決算
料金表等	○料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和6年4月1日	料金改定

(3) 収集運搬業対象

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
②施設及び処理状況 収集運搬業 共通 ※評価基準表番号 積替え保管を除く【8】 積替え保管を含む【10】	○事業の用に供する施設の概要 (収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年4月1日	車両更新
				令和5年4月1日	車両更新
				令和4年4月1日	車両更新
	○直前3年間の処理の実績 (各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年4月1日	令和5年度分
				令和5年4月1日	令和4年度分
				令和4年4月1日	令和3年度分
②施設及び処理状況 収集運搬業 積替え保管を含む 積替え保管を含む【10】	○積替え保管場所ごとの所在地、面積、保管上限等	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	所在地変更に伴い保管上限変更

申請者名 株式会社環境〇〇

(4) 中間処理業対象

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
施設の維持管理記録 ＜評価基準表番号【10】＞	○直近3年分の施設の維持管理の記録(環境測定結果等) ※第15条の施設の内、焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
				令和4年5月1日	令和3年度分
② 施設及び処理状況 ＜評価基準表番号【12】＞	○事業の用に供する施設の概要 (設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	施設を1基増設
	○処理工程図(フロー図)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年4月1日	内容更新
	○最終処分までの処理の工程 (直前1年間の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
				令和4年5月1日	令和3年度分
	○直前3年間の処理の実績 (各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年5月1日	令和5年度実績
				令和5年5月1日	令和4年度実績
令和4年6月1日				令和3年度実績	
○直前3年間の熱回収の状況 (各月の焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量) ※焼却施設に限る	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年6月1日	令和5年度分	
			令和5年6月1日	令和4年度分	
			令和4年6月1日	令和3年度分	
○処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和2年4月1日	開示を開始	

申請者名 株式会社環境〇〇

(5) 収集運搬業(積替え保管を含む)対象 (任意の項目)					
項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
自動車環境対策 ＜評価基準表番【34】＞ ※p.77 参照	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和6年4月1日	低公害型重機追加

(6) 中間処理業対象 (任意の項目)					
項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
施設の維持管理記録 ＜評価基準表番号【15】＞	○直近3年分の施設の維持管理の記録(点検、環境測定結果等) ※(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設を除く。)＜15条第1項による許可施設が対象＞	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	1年に1回以上	令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
				令和4年5月1日	令和3年度分
環境保全管理資格者数 ＜評価基準表番号【16】＞	○環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者(士))の取得状況(取得者数)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	令和6年4月1日	〇〇資格取得1名追加
重機等の環境対策 ＜評価基準表番号【41】＞ ※p.77 参照	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	変更の都度	平成24年4月1日	開示を開始

経営状況確認書(表)

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

表記の件について、以下の(1)~(5)の記入内容に必要な過去3年分の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の関係書類を添えて提出します。

** 年 ** 月 ** 日

申請者氏名

株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ グレー 部分のセルは自動的に入力されます。

黄色 のセルのみご記入ください。

(1) 自己資本比率(貸借対照表より転記)

(評価基準 ①: 直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超えること)

(評価基準 ②: 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 《直近の期》
対象期間	2021年4月1日 ∩ 2022年3月31日	2022年4月1日 ∩ 2023年3月31日	2023年4月1日 ∩ 2024年3月31日
純資産額合計の額 ①	654,453,300	672,955,500	687,038,200
負債合計の額 ②	1,273,455,200	154,128,955	169,549,300
負債・純資産の合計金額 ③	1,927,908,500	827,084,455	856,587,500
自己資本比率(%) (①÷③×100)	33.946%	81.365%	80.206%

(2) 営業利益金額等(損益計算書より転記) (評価基準: 前事業年度の営業利益金額等が0を超えること)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 《直近の期》
対象期間	/		2023年4月1日 ∩ 2024年3月31日
営業利益金額 ①	/		17,478,555
減価償却費 ②	/		14,806,260
営業利益金額+減価償却費 (①+②)	/		32,284,815

※「減価償却費」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、「減価償却費」欄には「0円」と記載するか、減価償却費の金額が確認できる内訳書を提出してください。

経営状況確認書(裏)

(3) 経常利益金額等 (損益計算書より転記)

(評価基準 : 直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 《直近の期》
対象期間	2021年4月1日) 2022年3月31日	2022年4月1日) 2023年3月31日	2023年4月1日) 2024年3月31日
経常利益金額 ①	15,641,205	23,498,030	18,911,204
減価償却費 ②	20,111,650	148,006,656	14,806,260
経常利益金額+ 減価償却費 (① + ②)	35,752,855	171,504,686	33,717,464
3年分の平均額	80,325,001.666		

(4) 総資本経常利益率 (評価基準 : 2%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 《直近の期》
対象期間			2023年4月1日) 2024年3月31日
経常利益金額 ①			18,911,204
負債・純資産の合計金額 ③			856,587,500
総資本経常利益率 (%) (① ÷ ③ × 100)			2%

(5) 流動比率 (貸借対照表より転記) (評価基準 : 150%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 《直近の期》
対象期間			2023年4月1日) 2024年3月31日
流動資産合計 ④			632,019,121
流動負債合計 ⑤			90,404,000
流動比率 (%) (④ ÷ ⑤ × 100)			699%

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

労働安全衛生関係法令の規定による労働災害 の発生状況に関する自己申告書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

都又は八王子市もしくは両方の許可を取得している業の範囲における労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する労働災害について、以下のとおり直前2年間の発生の有無を申告します。

業の許可の範囲内における労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する
労働災害発生の有無(2年間)

収集運搬業 : 有り 無し

中間処理業 : 有り 無し

※事故「有り」の場合は労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。
なお、個人情報に関する部分は黒で塗りつぶしてください。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(*)労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

15 評価基準表

(自己評価含む)

- (1) 収集運搬業（積替え保管を除く）
- (2) 収集運搬業（積替え保管を含む）
- (3) 中間処理業
- (4) 専門性
 - ① 収集運搬業（積替え保管を除く）
 - ② 収集運搬業（積替え保管を含む）
 - ③ 中間処理業

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○数×選又はは得点	の書手エ提出時
1	共通性 (産業的価値) ・ 産業エキスパート・ 産業プロフェッショナル (管理体制)		行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②~⑩)証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分) ⑦事業所税の納税証明書(直前3年分) ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分) ※都外に係る②~⑩の納税証明書の提出は不要	—		□
4			マニフェスト	産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)が5年間整理保管され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○		【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑨の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑦最終処分場の名称、所在地(予定) ⑧運搬終了年月日 ⑨処分終了年月日 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	—		
5			処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃棄物処理法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○		【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~④の事項がすべて記載されていること。 ①収集運搬年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿) ②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面	—		

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○数×選又はは得点	の書面提出時
6	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)及び産業廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑨の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。</p> <p>(共通事項)</p> <p>①産業廃棄物の種類、数量 ②契約の有効期間 ③料金 ④収集運搬業の事業の範囲 ⑤適正な処理のために必要な情報 ⑥変更があった場合の伝達方法 ⑦業務終了時の報告 ⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ⑨運搬の最終目的地等</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書) ②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等</p>	—		
7	安定性(産廃エキスパート・産廃プロ)	①会社概要情報公開	インターネット	<p>会社概要をインターネット上で公開している。</p> <p>(法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置</p> <p>(個人の場合) 氏名、住所、事業の内容</p> <p>(共通) 事業計画の概要、許可証の写し、事業場公開の有無・頻度</p>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。</p> <p>(記載説明)</p> <p>○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。</p> <p>○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。</p> <p>○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所にも赤で丸印囲ったもの。)</p>	8		□
8	②施設及ネット処理情報公開	②施設及ネット処理情報公開	インターネット	<p>施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。</p> <p>・事業の用に供する施設の概要(収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況等)</p> <p>・処理の実績(直前3年間)</p>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 施設(運搬)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. 基準1の項目は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。</p> <p>(記載説明)</p> <p>○「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。</p> <p>○「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。</p> <p>○「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所にも赤で丸印囲ったもの。)</p>	8		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○ 数× 選又は 採は 得点	の書 手エ 提出 時
9	安定性 (産廃 シ キ ス パ ー ト ・ 産 廃 ブ ロ)	注 明 書	インターネット (財務諸表公開)	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。 3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所にも赤で丸印囲ったもの。)	4		□
10			インターネット (料金表等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所にも赤で丸印囲ったもの。)	4		□
11			電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		□
12			自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0%を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。	2		□
13			営業利益金額	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		□
14	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		□		

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○ 数× 選又は 採は 得点	の書 手エ 提出 時 ツク
15	安定性 (産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル) 共通	状況	益総率常資本	総資本経常利益率が2%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
16			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
17		労働安全衛生	労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。</p> <p>2. 管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況) を作成していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図 (すべて)</p> <p>②管理計画表 (研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況) (前年度及び今年度分)</p>	6		□
18	運業	労働安全衛生 (現場管理)	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に具体的に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。</p> <p>2. 労働安全衛生について、PDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) を継続的に実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。</p> <p>2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①、②の書面 (※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①業務マニュアル (作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等) の表題及び目次</p> <p>②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。</p> <p>2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①～③ (過去3年間の内で指定するもの) 及び④を用意して下さい。</p> <p>①業務マニュアル (作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等)</p> <p>②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正) の活動記録・議事録等</p> <p>※自主点検の書面 (例: 安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会 (以下「全産連」という。) のHP参照>、安全パトロール結果等)</p> <p>③①及び②についての従業員への周知、教育 (外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面</p> <p>④労働災害の発生状況に関する自己申告書 (様式第7号) で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	10		□	
19		作業実態の把握・確認	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。</p> <p>①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報 (直近3年間のうち指定するもの) を用意して下さい。</p>	2		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○数×選又は得点	の書面提出時
20	安定性 (産廃エキスパート)	運業	事業の継続・復旧 (BCP)	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制 (BCP) を確保している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p> <p>※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面 (企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p>	4		□
21	産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)		団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面 (※更新年月日が記載されたもの) の写しを提出して下さい。</p> <p>①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面 (例: 名簿又は会員証等)</p> <p>②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面 (①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要)</p>	3		□
22	産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	体理	経営理念	役員等 (幹部・経営層) が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。</p> <p>2. 業務内容 (環境への取組、適正処理・リサイクルの推進) について、説明が出来ること。</p> <p>3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 経営者 (役員、経営層) への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。</p>	8		
(合計)								71点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○ 数× 選又は 採は 得点	の書 手エ 提出 時 ツク
23	廃産		認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。</p>	4		□
24			環境に配慮した経営	環境に関する方針を定め、報告書(CSR報告書、環境報告書など)を作成し公開している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書(例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。</p>	4		
25			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬業における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AIやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p>	4		□
26			自動車環境対策	①「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。 ②低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両を導入している。 ③ZEV(営業車両も含む。)を導入している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両を導入していること。 3. ZEV(営業車両も含む)を導入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.、2.及び3.を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書があれば、その写しを提出して下さい。 2. 評価項目番号の8インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況」により基準2を審査する。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.及び3.を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等) ②ZEVの導入状況が確認できる書面</p>	4		□
27	先進的な取組	環境配慮	取組・省資源 エネルギーへの	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準2.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面</p>	2		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入		
					書面審査	現地審査			点○×数又は採択は得点	の書面提出時	
*28			地球温暖化対策又は報告書の作成に係る計画書	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		<p>【基準】</p> 1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) <p>【書面審査】</p> 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの) ②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面	4		□	
29	組(産廃工)		再生可能エネルギーの	再生設備の設置、再生電力等の利用に取り組んでいる。		○	<p>【基準】</p> 1. 自社施設において再生設備を設置していること。 2. 再生電力等の利用に取り組んでいること。 ※再生電力購入使用又は発電した再生電力を利用・売却していること。 <p>【現地審査】</p> 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再生設備の設置状況が分かる書面 ②再生電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4			
30			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。		○	<p>【基準】</p> 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 <p>【現地審査】</p> 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2			
31		配境	排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。		○	<p>【基準】</p> 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 <p>【書面審査】</p> 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4		□	
(合計)								32点	0点		
産廃エキスパート 60%以上								(得点÷配点=得点率)		0%	
※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※「*」マークの項目については、該当しない場合に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。											
【該当しない場合】											
*28	先進的な取組	環境配慮	地球温暖化対策に係る計画書	都内に事業所を持たない場合は、「-」を選択して下さい。				4	-	□	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○×又は折は得点	の書子エ提出ツク時
1			行政指導	廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3	ト運・法 産性 廃へ ブ産 せ口 フエ 通ッ シノ ノ	法的 的的	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書（様式第4号）及び様式第4号に添付した（以下①及び②～⑩）証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（その3の3） ②法人都民税の納税証明書（直前3年分） ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（直前3年分） ④法人事業税の納税証明書（直前3年分） ⑤固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（直前3年分） ⑥固定資産税（償却資産用）の納税証明書（直前3年分） ⑦事業所税の納税証明書（直前3年分） ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書（直前3年分） ⑨社会保険料の納入確認書（24ヶ月分） ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書（直前3年分） ※都外に係る②～⑩の証明書等の提出は不要	—		□
4		体理	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃棄物処理法施行規則で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○	○	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥積替又は保管を行う場所の所在地 ⑦処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑧最終処分の場所の名称、所在地（予定） ⑨運搬終了年月日 ⑩処分終了年月日 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの（更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの） ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	—		

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○×又は 数選又は 得点	の書 子面 エ提 ツ出 ク時
5			処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。</p> <p>2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑤の事項がすべて記載されていること。</p> <p>①収集運搬年月日</p> <p>②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>③受入先ごとの受入量</p> <p>④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等</p> <p>⑤積替え又は保管場所ごとの搬出量</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿)</p> <p>②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面</p>	—		
6	法的性(産廃シヨキスナバルト・共通)		委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。</p> <p>(共通事項)</p> <p>①産業廃棄物の種類、数量</p> <p>②契約の有効期間</p> <p>③料金</p> <p>④収集運搬業の事業の範囲</p> <p>⑤適正な処理のために必要な情報</p> <p>⑥変更があった場合の伝達方法</p> <p>⑦業務終了時の報告</p> <p>⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等</p> <p>(業の区分ごと定められた事項)</p> <p>⑨運搬の最終目的地</p> <p>⑩積替え又は保管の場所の所在地</p> <p>⑪保管できる産業廃棄物の種類、保管上限等</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書)</p> <p>②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等</p>	—		
7			処理状況報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)又は八王子市が策定している「産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」(以下「八王子市要綱」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、処理状況報告書を提出していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。</p> <p>①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目(直近の半期:10月～3月)が分かる画面(対象期間及び事業概要を含む)</p>	—		□
8		体理	処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を管理している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①～③の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①事前計画書表紙(收受印のあるもの)</p> <p>②保管場所一覧</p> <p>③施設内配置図</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本(收受印のあるもの)を用意して下さい。</p>	—		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入		
					書面審査	現地審査			点○×又は得点	の書手エ提出ツク時	
9	安定性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル)		①	インターネット情報公開	会社概要をインターネット上で公開している。 (法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置 (個人の場合) 氏名、住所、事業の内容 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し 事業場公開の有無・頻度	○	○	【基準】 1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		□
10			②	インターネット及び処理状況公開	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 ・事業の用に供する施設の概要(収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況、保管場所の所在地、面積、保管上限等) ・処理の実績(直前3年間)	○	○	【基準】 1. 施設(運搬及び積替え保管)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。 ○「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。 ○「保管場所の所在地、面積、保管上限等」とは、保管場所ごとの所在地、面積、保管を行う産業廃棄物の種類(該当産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限をいう。 ○「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		□
11					③	インターネット(財務諸表)情報公開	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	○		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。 3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4

*産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○×又は折は得点	の書子面エ提出ク時
12	安定性(産廃エキスパート・産廃プロセス・共通) 状況	説明書	インターネット(料金表等)情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。</p> <p>2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1、2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>① ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)</p> <p>② 他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	4		□
13			電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。</p>	4		□
14			自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0%を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。</p>	2		□
15			自己資本比率 営業利益金額等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。</p> <p>① 直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。</p> <p>② 前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
16			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
17			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□
18			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150% (小数点以下切捨て) 以上であること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□

*産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○× 数選又は 得点	の書 手面 エ提出 ツク時
19			労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。</p> <p>2. 管理計画表（研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況）を作成していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面（※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。</p> <p>①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図（すべて）</p> <p>②管理計画表（研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況）（前年度及び今年度分）</p>	6		□
20	安定性（産廃エックスパート・産廃共通）		労働安全衛生（現場管理）	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に具体的に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。</p> <p>2. 労働安全衛生について、PDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）を継続的に実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。</p> <p>2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①、②の書面（※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。</p> <p>①業務マニュアル（作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等）の表題及び目次</p> <p>②安全衛生等のPDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。</p> <p>2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①～③（過去3年間の内で指定するもの）及び④を用意して下さい。</p> <p>①業務マニュアル（作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等）</p> <p>②安全衛生等のPDCA（計画、実施、自主点検、改善・是正）の活動記録・議事録等</p> <p>※自主点検の書面（例：安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会（以下「全産連」という。）のHP参照>、安全パトロール結果等）</p> <p>③①及び②についての従業員への周知、教育（外部研修含む）、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面</p> <p>④労働災害の発生状況に関する自己申告書（様式第7号）で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	10		□
21		運業	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。</p> <p>①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等、積替え保管の量</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報（直近3年間のうち指定するもの）を用意して下さい。</p>	6		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入		
					書面審査	現地審査			点○× 数選 又は 折は 得点	の書 手 面 エ 提 出 時	
22	廃安 ブ定 口性 へ産 フェ廃 ッエ シキ ヨス ナル パ ー ル 共 通 産	運業	処理施設管理	適切な作業環境が構築され維持されている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 適切な作業環境（監視装置、計量装置、整理整頓）が構築され維持されている。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。</p> <p>①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの</p> <p>②整理整頓の取り組みが分かるもの</p>	3			
23			事業の継続・復旧（BCP）	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制（BCP）を確保している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。）</p> <p>※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①BCPが分かる内容が記載されている書面（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。）</p>	4		□	
*24			複数の受入先のリサイクル	売却を予定している再生資源等について、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。		○		<p>【基準】</p> <p>1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、種類ごとの処理ルートが複数確保されていること。（再生資源等を取り扱っていない場合は対象外）</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。</p>	2		□
*25			資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			○	<p>【基準】</p> <p>1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。（再生資源等を取り扱っていない場合は対象外）</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①又は②の書面を用意して下さい。</p> <p>①売却伝票</p> <p>②売却に係る帳簿等</p>	2		
*26			資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。			○	<p>【基準】</p> <p>1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者説明していること。（再生資源等を取り扱っていない場合は対象外）</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者説明していることが確認できる書面</p>	2		
27	体理		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 敷地内（壁面、屋上等を含む）の緑化に取り組んでいること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。</p> <p>①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書</p> <p>②自然保護条例対象外の場合は、緑化の取組状況が分かるもの</p>	2			

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○× 数選又は 得点	の書 手面 エ提出 ツク時
28	ル安定性 共 通 プロ フェ ッ シ ョ ナ ル	体理	地元・への見の施設公開	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		□
29			団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面（※更新年月日が記載されたもの）の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面（例：名簿又は会員証等） ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面（①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要）	3		□
30			経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。	○		【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容（環境への取組、適正処理・リサイクルの推進）について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者（役員、経営層）への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	8		
(合計)								88点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て） ※「*」マークの項目については、該当しない場合に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。 ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
【該当しない場合】										
*24	安定性	体管 制理	複数のリサイクルの受入先の確保	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				2	-	□
*25			資源伝票保管	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				2	-	
*26			資源への説明者	再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。				2	-	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○× 数選又は 得点	の書 子面 エ提 ツ出 ク時
31	な	的	認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。登録証等の写し（有効期間内のもの）を提出して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
32			環境に配慮した経営	環境に関する方針を定め、報告書（CSR報告書、環境報告書など）を作成し公開している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書（例：CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等） ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>
33			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬業（積替え保管を含む）における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AIやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。） ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等（企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。）</p>	4		<input type="checkbox"/>
34			自動車環境対策	①「エコドライブのすすめ10ヶ条」（エコドライブ普及連絡会制定）等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。 ②低公害・低燃費型（低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等）の運搬車両や重機を導入している。 ③ZEV（営業車両も含む。）を導入している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. エコドライブ（「エコドライブ10のすすめ」等）の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型（低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等）の運搬車両や重機を導入していること。 3. ZEV（営業車両も含む）を導入していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.、2.及び3.を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書があれば、その写しを提出して下さい。 2. 評価項目番号の10インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況」、「低公害型重機の導入状況」により基準2.を審査する。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.、及び3.を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面（教育実施記録等） ②ZEVの導入状況が確認できる書面</p>	4		<input type="checkbox"/>
35			省エネルギー	省資源への取組	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準2.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面</p>	2	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点○ 数× 又は 得点	の書 手面 エ提 ツ出 ク時
36	な 的 配 境		地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合)</p> <p>2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合)</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの)</p> <p>①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの)</p> <p>②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面</p> <p>2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの)</p> <p>①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの)</p> <p>②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面</p>	4		□
37			再生可能エネルギー	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。</p> <p>2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。</p> <p>※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。</p> <p>①再エネ設備の設置状況が分かる書面</p> <p>②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面</p>	4		
38			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)</p>	2		
39			排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。</p>	4		□
(合計)								32点	0点	
産廃エキスパート 60%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て)										

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	()の書面エ提出ツク時
1	法的営業 フ遵法性 エッ(産シヨキスナバールト・産廃)共通プロ	行政指導	行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていないこと。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	—		
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がないこと。	○		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②~⑩)証明書により、審査する。 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分) ⑦事業所税の納税証明書(直前3年分) ・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分) ※都外に係る②~⑩の証明書等の提出は不要	—		□
4			体理	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃棄物処理法施行規則で処分受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されていること。 ※2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○		【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑧運搬終了年月日 ⑨処分終了年月日 ⑩最終処分年月日 ※中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合 ○2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	—	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	()の書面エ提出時の
5	共通性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル)	体理	処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃棄物処理法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。</p> <p>2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①～④の事項がすべて記載されていること。</p> <p>①受入又は処分年月日</p> <p>②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>③受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量</p> <p>④処分後の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量等</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿)</p> <p>②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面</p>	—		
6			委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①～⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収処分業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。</p> <p>(共通事項)</p> <p>①産業廃棄物の種類、数量</p> <p>②契約の有効期間</p> <p>③料金</p> <p>④中間処理業の事業の範囲</p> <p>⑤適正な処理のために必要な情報</p> <p>⑥変更があった場合の伝達方法</p> <p>⑦業務終了時の報告</p> <p>⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等</p> <p>(業の区分ごと定められた事項)</p> <p>⑨処分又は再生の場所の所在地</p> <p>⑩処分又は再生の方法、処理能力</p> <p>⑪最終処分場の場所の所在地、最終処分の方法、処理能力</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書)</p> <p>②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等</p>	—		
7			処理状況報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)又は八王子市が策定している「産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」(以下「八王子市要綱」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づき、処理状況報告書を提出していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。</p> <p>①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目(直近の半期:10月～3月)が分かる画面(対象期間及び事業概要を含む)</p>	—		□
8			処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を管理している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の概要を審査する。以下①～⑥の書面の写しを提出して下さい。</p> <p>①事前計画書表紙(収受印のあるもの)</p> <p>②施設内配置図</p> <p>③排水処理設備等の図面</p> <p>④産業廃棄物の流れ(フロー図)</p> <p>⑤保管場所(図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等)</p> <p>⑥生活環境保全上の措置等(整理票)</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本(収受印のあるもの)を用意して下さい。</p>	—		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()で選り得点	の書面エ提出の時刻
*9	資産	体理	施設維持管理記録	廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条の中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存していること。 ※15条の全施設が対象</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況の概要を審査する。以下①、②の写しを提出して下さい。 ①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面（直近の記録様式等が分かるもの） ②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」（廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあつては、変更後のもの）及び実施していることが分かる点検表（直近の記録様式等が分かるもの）</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②（過去3年間の内で指定するもの）を用意して下さい。 ①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面 ②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」（廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあつては、変更後のもの）及び実施していることが分かる点検表 ※「維持管理記録」については、巻末「参考資料3」を参照</p>	—		□
*10	透明	（イ）施設タの維ネツ管ト理情報公開	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）3年分をインターネット上で公開している。（第15条の施設の内、焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象）	○		<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の状況に関する計画及び状況について、直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象。前記の処理施設以外の廃棄物処理法第15条の施設及び14条の施設は対象外</p> <p>2. Webサイト上の該当する項目が、1年に1回以上更新されていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. をインターネットによる情報公開に関する確認書（様式第5号）及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当する項目を公開していることが分かる画面の写し（1ページ） ②他社Webサイト上で該当する項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し（画面上のリンク箇所にも赤で丸印囲ったもの。）</p>	—		□	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数字を選択する	の書面工提出時の
11	安定性(産廃エクスパート共通)		①	インターネット概要情報公開 会社概要をインターネット上で公開している。 (法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置 (個人の場合) 氏名、住所、事業の内容 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し、事業場公開の有無・頻度	○		【基準】 1. 会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、処理する産業廃棄物の処理量、中間処理の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 【書面審査】 1. 基準1.、2.、3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		□
12	産廃エクスパート共通・産		②	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 ・事業の用に供する施設の概要(設置場所、設置年月日、処理施設の種類の、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等) ・処理工程図 ・最終処分までの処理の行程(直前1年間の受入量、処分量、保管量、持出量等を含む。) ・処理の実績(直前3年間) ・熱回収の状況(焼却施設、直前3年間) ・処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	○		【基準】 1. 施設(中間処理)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 「事業の用に供する施設の概要」、「処理工程図」及び「処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否」は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「最終処分までの処理の行程」、「処理の実績」及び「熱回収の状況」は、一年に一回以上更新していること。 (記載説明) ○「処理の実績」とは、直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量をいう。 ○「処理工程図」とは、産業廃棄物の種類に応じて脱水、乾燥、焼却等の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程を一つのブロックとしたブロック図等で表し、事業場ごとに作成したものをいう。 ○「最終処分場までの処理の行程」とは、直前1年間において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法をいう。 ○「熱回収の状況(焼却施設に限る)」とは、直前3年間において、各月の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において、熱回収がされた産業廃棄物の量をいう。 ○「処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否」とは、該当産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先として予定している者の氏名又は名称及び住所を開示することの可否について公開していること。 【書面審査】 1. 基準1.、2.、3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		□

※産廃エクスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	の書面エ提出ツク時
13	安定性(産廃エキスパート・産廃共通プラットフォーム)	注	インターネット情報公開	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 直前3事業年度分の財務諸表を、自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。</p> <p>3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	4		□
14			インターネット情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。</p> <p>2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	4		□
*15			(インターネット管理情報公開)	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。)<第15条第1項による許可を受けた中間処理施設>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条の施設(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く)の維持管理記録(点検、環境測定結果等)の直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>2. Webサイトに該当する項目の画面が、一年に一回以上更新していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②の画面の写しを提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	2		□
16			(環境保全管理者数)	環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況(取得者数)をインターネット上で公開している。<環境保全技術に関する資格: 公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者>	○		<p>【基準】</p> <p>1. 環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者(士))を有する者が勤務していること。</p> <p>2. 資格取得状況(取得者数)を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。</p> <p>3. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。環境保全技術に関する資格者が勤務していることが分かる書面等の写しを提出して下さい。</p> <p>2. 基準2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。</p> <p>①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)</p> <p>②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)</p>	2		□

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選	の書面エ提出ツク時
17	ロスパエーシ・ヨ産ナ廃ルブ	透明性	電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		<input type="checkbox"/>
18			自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0%を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
19			自己資本比率等	直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上又は前事業年度の営業利益金額等が0を超える。	○		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
20			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超える。	○		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
21			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>
22			流動比率	流動比率が150%以上である。	○		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		<input type="checkbox"/>

※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	()の書面エ提出時の
23	ナ安定性(産廃エキスパート・産廃プロフェッション)共通	運業	労働安全衛生	事業規模に応じた労働安全衛生管理体制を確保し、毎年度の安全衛生に係る管理計画表を作成し実施状況を把握している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。</p> <p>2. 管理計画表(研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況)を作成していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.及び2.の状況を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。</p> <p>①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図</p> <p>②管理計画表(研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況)(前年度及び今年度分)</p>	6		□
24			労働安全衛生(現場管理)	労働者に対して定期的に研修・訓練を実施するとともに、職場の労働安全衛生の状況を点検・把握し、問題点の改善に具体的に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。</p> <p>2. 労働安全衛生について、PDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)を継続的に実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。</p> <p>2. 基準2.の取組の概要を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。</p> <p>①業務マニュアル(作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等)の表題及び目次</p> <p>②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。</p> <p>2. 基準2.の具体的な管理状況を審査する。以下①～③(過去3年間の内で指定するもの)及び④を用意して下さい。</p> <p>①業務マニュアル(作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等)</p> <p>②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の活動記録・議事録等</p> <p>※自主点検の書面(例:安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会(以下「全産連」という。)のHP参照>、安全パトロール結果等)</p> <p>③①及び②についての従業員への周知、教育(外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面</p> <p>④労働災害の発生状況に関する自己申告書(様式第7号)で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	10		□
25			作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。</p> <p>①産業廃棄物の種類、作業日時、受入量、処分方法、処分量、排出量、排出先、作業従事者等</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。記載されている作業日報(直近3年間のうち指定するもの)を用意して下さい。</p>	6		□
*26			処理施設(法外)の記録	処理施設(廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けたものを除く。)の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第14条の処理業の許可を受け、産業廃棄物の処分を行う施設(廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けたものを除く。)の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の状況の概要を審査する。以下①を提出して下さい。</p> <p>①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面(直近の記録様式等が分かるもの)の写し</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①(過去3年間の内で指定するもの)を用意して下さい。</p> <p>①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面</p>	2		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入		
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	の書面提出時の	
27	安定性(産業廃エクスパート・産業廃プロセス・産業廃ブロフィショナル共通)	運業	監督者常駐	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。		○	【基準】 1. 処理施設において、監督者を常駐させ適切な管理運営をしていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①監督者の常駐が確認できる書面(組織図等)	2			
28			処理施設管理	適切な作業環境が構築され維持されている。		○	【基準】 1. 適切な作業環境(監視装置、計量装置、整理整頓)が構築され維持されている。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの ②整理整頓の取り組みが分かるもの	3			
29			事業の継続・復旧(BCP)	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制(BCP)を確保している。		○	○	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		□
*30			複数の受入先の確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。		○		【基準】 1. 常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。(リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は対象外) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。	2		□
*31		資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			○		【基準】 1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等	2		
*32		資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。			○		【基準】 1. 処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明していることが確認できる書面	2		
33		最終処分までの条件把握	確保している最終処分までの施設の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。			○		【基準】 1. 処分後の産業廃棄物について、搬出から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(受入条件、処分状況、残存容量等)を把握していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①処分先との委託契約書と許可証(写) ②処分先の処分状況等について把握したことが分かる書面等	2		
34		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。			○		【基準】 1. 敷地内(壁面、屋上等を含む)の緑化に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書 ②自然保護条例対象外の場合は、緑化の取組状況が分かるもの	2		

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	の書面エ提出ツク時
35	安定性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	物理	公地開元・ハの見の学施設	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		□
36			団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面(※更新年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面(例:名簿又は会員証等) ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面(①の団体が全産連の場合は②の提出は不要)	3		□
37			経営理念	役員等(幹部・経営層)が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標等を設定し、従業員に周知している。	○		【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容(環境への取組、適正処理・リサイクルの推進)について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者(役員、経営層)への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	8		
(合計)								98点	0点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								(得点÷配点=得点率)		0%
※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※「*」マークの項目については、該当しない場合に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。 ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。										
【該当しない場合】										
*9		管理	管理設	廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設に該当しない場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*10	注	透明性	の情イン	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設における廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択して下さい。				-	-	□
*15		透明性	の情イン	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿熔融施設、PCB処理施設を除く廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択して下さい。				2	-	□
*26	安	事業運	(法外)の	廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設の場合は、「-」を選択して下さい。				2	-	□
*30	定	性	複	リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択して下さい。				2	-	□
*31		体	票	再生資源等を取り扱っていない場合は、「-」を選択して下さい。				2	-	
*32		排	資	再生資源等を取り扱っていない場合は、「-」を選択して下さい。				2	-	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は()の数値を選択する	の書面提出時の提出時刻
38	法的	環境に配慮した経営	認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	○		<p>【基準】</p> <p>1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。</p>	4		□
39			環境に関する方針を定め、報告書(CSR報告書、環境報告書など)を作成し公開している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書(例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。</p>	4			
40			技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 中間処理業における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AIやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)</p>	4		□
41			環境対策	重機等の環境対策	低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。重機(特殊自動車)の稼働時には、環境に配慮して行っている。	○	○	<p>【基準】</p> <p>1. 中間処理施設で使用する重機においては、低公害型重機(特殊自動車)を導入していること。 2. 施設で使用する低公害型重機の導入状況表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 3. 基準2.の項目は、変更後遅延なく更新していること。 4. 重機(特殊自動車)の稼働時には、環境に配慮していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1.、2.、3.を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲ったもの。)</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1.、4.を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等) ②重機の稼働状況が分かる書面</p>	4	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入		
					書面審査	現地審査			点数は()の数選得点	()の書面工提出ツク時	
42	自然的	配境	省資源への省エネルギー	①過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けている。 ②省電力、節水など、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。	○	○	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	4		□	
43			地球温暖化対策に係る報告書又は計画書	環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○		【基準】 1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの)	4		□	
44			再生可能エネルギー	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。		○		【基準】 1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。 2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再エネ設備の設置状況が分かる書面 ②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4		
45			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。		○		【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2		
*46			性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。		○		【基準】 1. 受入産業廃棄物及び再生資源の性状を自社又は外部で分析できる体制があること。 ※性状分析の必要がない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①自社で分析していることが分かる書面 ②外部の分析機関において、分析していることが分かる書面	3		
*47			環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険		○	○	【基準】 1. 産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入していること。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 ※15条施設及び14条施設でも近隣に環境影響を及ぼすおそれのある施設が対象 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の補償内容が分かる書面の写しを提出して下さい。 ①環境汚染賠償責任保険証、土壌汚染浄化費用負担保険証、請負業者用環境汚染賠償責任保険証等 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。保険証書を用意して下さい。 2. 基準1. の対象外施設であることを確認します。	3		□

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入	
					書面審査	現地審査			点数は数選得点	の書面エ提出ク時
48	法的配境	排出事業者への啓発	排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施している。	○		<p>【基準】</p> <p>1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。</p>	4		<input type="checkbox"/>	
*49			自主的な影響評価環境	廃棄物処理法第15条の2第1項第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物処理法第15条のすべての処理施設を対象として、法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全に配慮していること。(法第14条施設は、対象外)</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の書面を用意して下さい。 ①自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等)</p>	3		
50			ゼロエミッションの取組	最終処分量を減らすために、処理過程におけるゼロエミッションに取り組んでいる。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 処理過程において、最終処分量を減らすためにゼロエミッションに取り組んでいること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①ゼロエミッションの取組が確認できる書面(処理工程図及びリサイクル率の推移等が分かるもの)</p>	3		
(合計)								46点	0点	
産廃エキスパート 60%以上 (得点÷配点=得点率)									0%	
※申請者記入欄の点数の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※「*」マークの項目については、該当しない場合に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。										
【該当しない場合】										
*46	先進的な取組	配境	性状分析体制			性状分析の必要がない廃棄物を扱っている場合は、「-」を選択して下さい。	3	-		
*47			環境賠償加入責任			事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は、「-」を選択して下さい。	3	-	<input type="checkbox"/>	
*49			自主的な影響評価環境			廃棄物処理法第14条施設は、対象外 「-」を選択して下さい。	3	-	<input type="checkbox"/>	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	申請者記入	
					書面審査	現地審査		基準を満たしていればチェック	
1	専門性(感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。</p> <p>①微生物、感染症および感染症の予防に関する知識及び技能</p> <p>②感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面</p>		<input type="checkbox"/>
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>		<input type="checkbox"/>
5			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>
6		廃棄物処理	車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。</p> <p>2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①基準1. 2. が分かる運搬車両</p>		<input type="checkbox"/>
7			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる運搬車両</p>		<input type="checkbox"/>
8			受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの</p>		<input type="checkbox"/>
9			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる運搬車両</p>		<input type="checkbox"/>
10			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。</p> <p>①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面</p> <p>②運搬容器等</p>		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	申請者記入		
					書面審査	現地審査		基準を満たしていればチェック		
1	専門性(感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>	
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>	
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。</p> <p>①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能</p> <p>②感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面</p>		<input type="checkbox"/>	
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>		<input type="checkbox"/>	
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 施設に廃棄物の管理者を常時置いていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)</p>		必須	<input type="checkbox"/>
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。</p>			<input type="checkbox"/>
7		廃棄物処理	車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。</p> <p>2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. 2. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①基準1. 2. が分かる運搬車両</p>		<input type="checkbox"/>	
8			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる運搬車両</p>		<input type="checkbox"/>	
9			腐敗防止	感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設、保管量を把握管理する書面を用意して下さい。</p>		<input type="checkbox"/>	

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	申請者記入	
					書面審査	現地審査		基準を満たしていればチェック	
10	専門性 (感染性廃棄物)	廃棄物処理	受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの</p>	必須	<input type="checkbox"/>
11			保管量	感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる積替・保管場所及び保管量を管理する日報等</p>		<input type="checkbox"/>
12			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。</p> <p>【基準項目】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる運搬車両及び積替・保管場所</p>		<input type="checkbox"/>
13			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。		○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。</p> <p>①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面</p> <p>②運搬容器等</p>		<input type="checkbox"/>

番号	評価項目	中項目	小項目	審査方法		審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	申請者記入
				書面審査	現地審査		
1	専門性(感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。</p>	<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。</p>	<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。</p> <p>①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能</p> <p>②感染性廃棄物の取扱いに関する知識及び技能</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面</p>	<input type="checkbox"/>
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも毎年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも毎年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面</p>	<input type="checkbox"/>
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 施設に廃棄物の管理者を常時置いていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)</p>	<input type="checkbox"/>
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	○	<p>【基準】</p> <p>1. ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。</p>	必須 <input type="checkbox"/>
7		廃棄物処理	危機管理	施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる施設の状況確認</p>	<input type="checkbox"/>
8			腐敗防止	感染性廃棄物の中間処理までの保管に当たっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物の中間処理までの保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設等を用意して下さい。</p>	<input type="checkbox"/>
9			受入確認	廃棄物の受け入れに当たっては、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等にも注意が払われている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 廃棄物の受入に当たっては、処分施設側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。</p> <p>①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの</p>	<input type="checkbox"/>
10			保管量	施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理している。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っている。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理していること。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っていること。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されていること。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。</p> <p>①基準1. が分かる保管場所及び保管量を管理する日報等</p>	<input type="checkbox"/>
11			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。</p> <p>【現地審査】</p> <p>1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。</p> <p>①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面</p> <p>②運搬容器等及び処理工程図</p>	<input type="checkbox"/>

16 巻末「参考資料」(記載例)

参考資料 1

「低公害・低燃費車両、重機」の項目

参考資料 2

インターネット情報公開における事業計画の概要

- (1) 収集運搬業（積替え保管を除く）
- (2) 収集運搬業（積替え保管を含む）
- (3) 中間処理業

参考資料 3

施設維持管理記録

「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載

参考資料 1

(1) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（令和6年4月1日現在）

運搬車の排ガスレベル	台数（割合）	【参考】台数（割合）
	令和6年4月1日時点	令和5年4月1日時点
全保有台数	68（100.0%）	50（100.0%）
① 平成12年基準低排出ガス車 良☆	2（ 2.9%）	2（ 4.0%）
② 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	4（ 5.9%）	4（ 8.0%）
③ 平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
④ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	12（ 17.6%）	12（ 24.0%）
⑤ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	6（ 8.8%）	6（ 12.0%）
⑥ 平成17年規制適合車	24（ 35.3%）	10（ 20.0%）
⑦ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	4（ 5.9%）	0（ 0.0%）
⑧ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
⑨ 平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	12（ 17.6%）	5（ 10.0%）
⑩ 平成17年基準低排出ガス重量車 ★	4（ 5.9%）	1（ 2.0%）

【低排出ガス車の導入目標】 令和8年3月末までに、平成17年基準低排出ガス重量車（上記⑨+⑩）の占める割合を全保有台数の30%以上とする。

貴社の目標値を記入してください。

(2) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（令和6年4月1日現在）

運搬車の燃費低減レベル		台数（割合）	【参考】台数（割合）
		令和6年4月1日時点	令和5年4月1日時点
全保有台数		68（100.0%）	50（100.0%）
平成17年度燃費基準 達成車	① ---	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
	② 10%低減レベル	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
平成22年度燃費基準 達成車	③ ---	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
	④ 5%低減レベル	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
	⑤ 10%低減レベル	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
	⑥ 15%低減レベル	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
	⑦ 25%低減レベル	3（ 4.4%）	1（ 2.0%）
平成27年度燃費基準 達成車	⑧ ---	4（ 5.9%）	2（ 4.0%）

【低燃費車の導入目標】 令和8年3月末までに、平成27年度燃費基準達成車（上記⑧）の占める割合を全保有台数の15%以上とする。

(3) 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

（令和6年4月1日現在）

低公害型重機の導入状況	台数（割合）
全保有台数	10台（100%）
(ア) 排ガス対策型*1	0台（ 0%）
(イ) 低騒音・低振動型*2	1台（ 10%）
(ウ) その他電気駆動型等	1台（ 10%）

*1 排出ガス対策型建設機械指定制度（国土交通省）

*2 低騒音型・低振動型建設機械指定（国土交通省）

(4) 運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、－（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1 桁 (例 U-●●・・・)	平成 4 年以前の規制適合車 (低排出ガス車認定なし)
2 桁 (例 GA-●●・・・)	平成 5 年～平成 16 年の規制適合車 (低排出ガス車認定なし)
EA, EB, EC, ED, EE	電気自動車
DC, DF, DJ, DM, DQ, DT, DW, PG, PH, PQ, PR, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UJ, UK, UL, UM, UN, UP, UQ, UR, US, VG, VH, VQ, VR, WC, WF, WJ, WM, WQ, WT, WW, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZJ, ZK, ZL, ZM	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆
DB, DE, DH, DL, DP, DS, DV, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LJ, LK, LL, LM, LN, LP, LQ, LR, LS, PE, PF, PN, PP, VE, VF, VN, VP, WB, WE, WH, WL, WP, WS, WV, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YJ, YK, YL, YM,	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車☆☆
DA, DD, DG, DK, DN, DR, DU, PC, PD, PL, PM, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TJ, TK, TL, TM, TN, TP, TQ, TR, TS, VC, VD, VL, VM, WA, WD, WG, WK, WN, WR, WU, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XJ, XK, XL, XM,	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 25%低減車☆
PB, PK, VB, VK	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM85%低減ディーゼル車 ☆☆☆☆
PA, PJ, VA, VJ	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM75%低減ディーゼル車 ☆☆☆
3 桁 (例 B●●-●●・・・)	(次の表で判別する)
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
7●●	平成 30 年規制適合車 (PHP 車) *1
6●●	平成 30 年規制適合車 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*2
5●●	平成 30 年規制適合車 / 排出ガス 50%低減車☆☆☆☆ *2
4●●	平成 30 年規制適合車 / 排出ガス 25%低減車☆☆☆ *2
3●●	平成 30 年規制適合車 (PHP 車を除く) *2
2●●	平成 28 年規制適合車 *3
Y●●	平成 26 年規制適合車 *4
X●●	平成 25 年規制適合車 *5
W●●	平成 24 年規制適合車 *5
U●●	平成 23 年規制適合車 *5
T●●	平成 22 年規制適合 / 排出ガス 10%低減車☆ *6
S●●	平成 22 年規制適合車 *6
R●●	平成 21 年規制適合 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*7
M●●	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車☆☆☆ *7
Q●●	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 10%低減車☆ *7
L●●	平成 21 年規制適合車 (PHP 車を除く) *7
F●●	平成 21 年基準適合車 (PHP 車) *1

識別番号の桁数	排ガスレベル
K●●	平成 20 年規制適合車 *8
H●●	平成 19 年規制適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆ *9
G●●	平成 19 年規制適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *9
E●●	平成 19 年規制適合車 *10
J●●	平成 18 年基準適合車 *11
D●●	平成 17 年規制適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆ *13
C●●	平成 17 年規制適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *13
A●●	平成 17 年規制適合車 *14
B●●	平成 17 年規制適合／NOx・PM10%低減重量車★*12
N●●	平成 17 年規制適合／NOx10%低減重量車☆*12
P●●	平成 17 年規制適合／PM10%低減重量車☆*12

※表中の●は、任意のアルファベット

- * 1 PHP 車
- * 2 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車
- * 3 ディーゼル重量車及び二輪車
- * 4 ディーゼル特殊自動車
- * 5 特殊自動車
- * 6 ディーゼル車（中量車の一部（1.7～2.5t）及び重量車の一部（3.5～12t））
- * 7 NOx 触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車（乗用車、軽量車、中量車の一部（2.5～3.5t）及び重量車の一部（12t～））
- * 8 特殊自動車
- * 9 軽貨物車
- * 10 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- * 11 二輪車及び特殊自動車
- * 12 重量車
- * 13 乗用車、軽量車、軽量車及び中量車
- * 14 乗用車、軽量車、中量車及び重量車

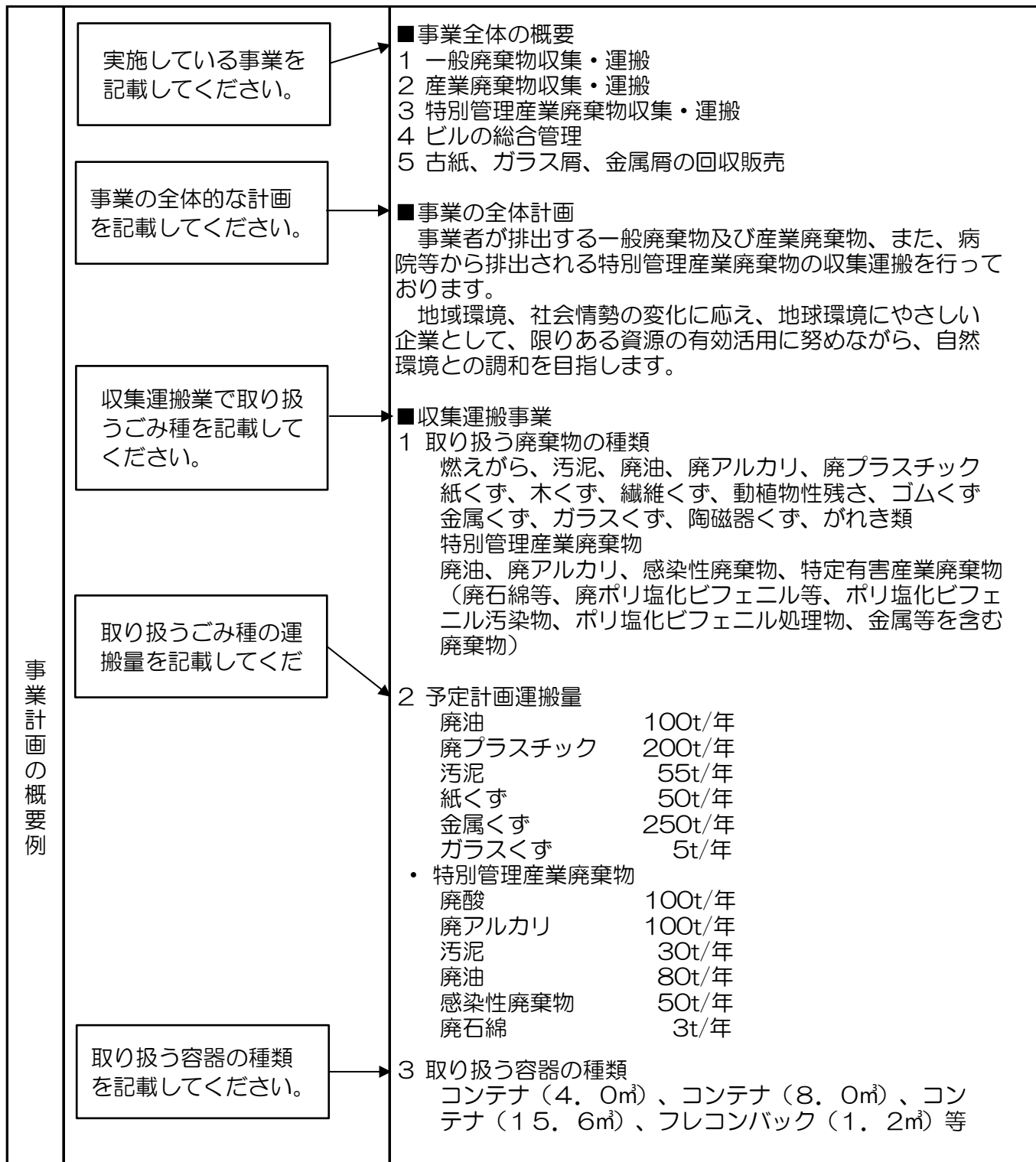
※運搬車の排ガスレベルの見方は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(改訂令和2年10月)環境省より引用

インターネット情報公開における事業計画の概要

(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



車両に関する情報を記載してください。

4 車両の用途

取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。

業務時間等の情報を記載してください。

5 事業体制

業務時間 原則 8:00~17:00（夜間排出対応可）
休業日 日曜日、祝祭日

安全に関する情報を記載してください。

6 安全管理

乗務前にアルコール検出器によるチェック
デジタルタコグラフによる運転技術管理
安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底

環境保全に関する情報を記載してください。

7 環境保全措置

収集運搬業

- 飛散・流出対策
運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実にを行う。
- 悪臭対策
取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。
- その他
毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。
- 緊急事態への対応
地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。

8 認証・資格等

ISO14001取得
令和〇〇年 本社

エコアクション21取得
令和〇〇年 本社

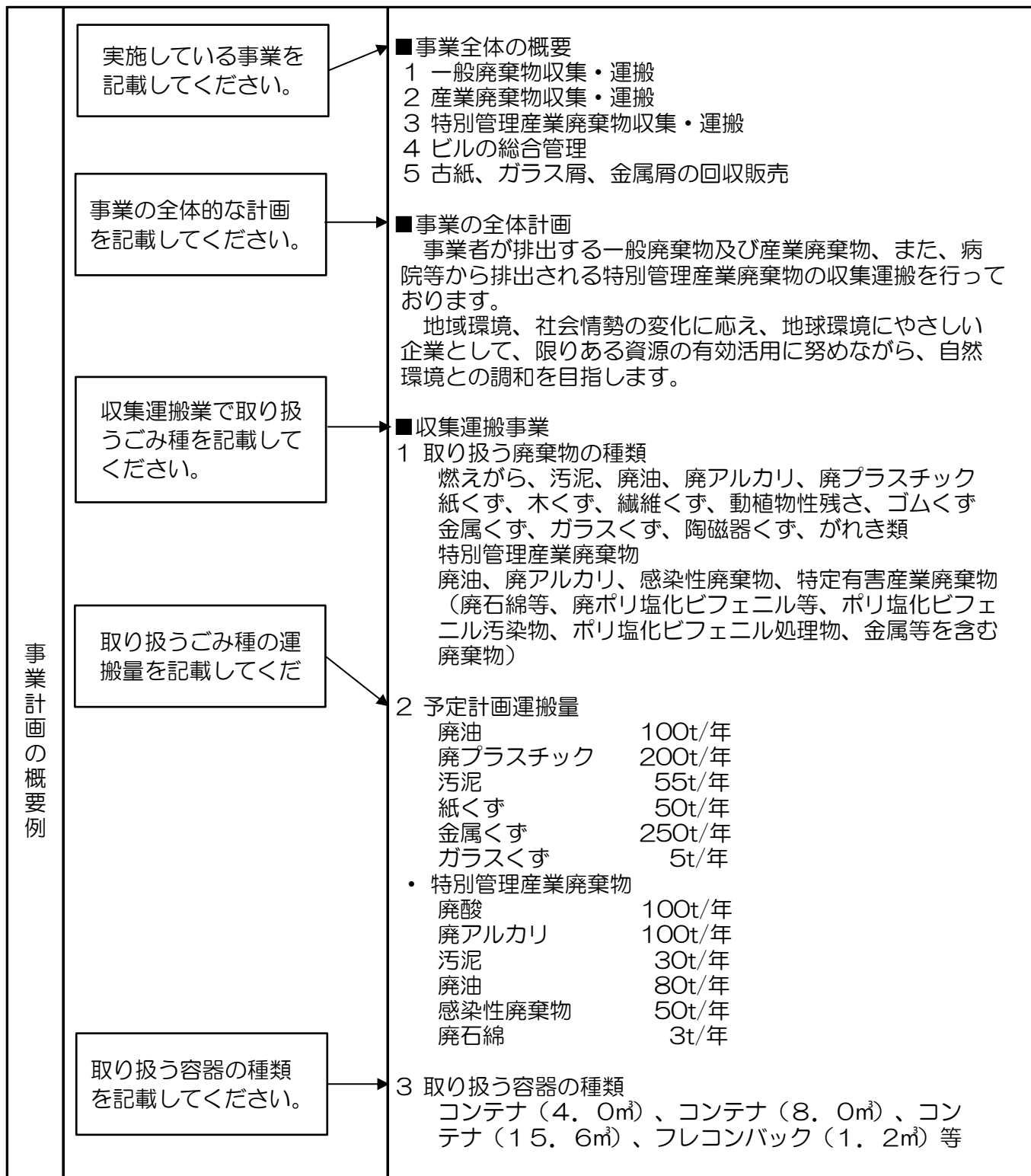
産業廃棄物処理業 許可講習会修了者
収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



車両に関する情報を記載してください。

4 車両の用途

取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。

業務時間等の情報を記載してください。

5 事業体制

業務時間 原則 8:00~17:00 (夜間排出対応可)
休業日 日曜日、祝祭日

安全に関する情報を記載してください。

6 安全管理

乗務前にアルコール検出器によるチェック
デジタルタコグラフによる運転技術管理
安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底

環境保全に関する情報を記載してください

7 環境保全措置

①収集運搬業

- 飛散・流出対策
運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実にを行う。
- 悪臭対策
取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。
- その他
毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。

②積替・保管施設

- 飛散・流出対策
取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な車両及び容器を使用して、廃棄物の飛散、流出、漏れを防止する。
- 緊急事態への対応
地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。

8 認証・資格等

ISO14001取得
令和〇〇年 本社

エコアクション21取得
令和〇〇年 本社

産業廃棄物処理業 許可講習会修了者
収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(3) 中間処理業

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。

事業計画の概要例	実施している事業を記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業全体の概要 <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物の処理業 2 産業廃棄物の処理業 3 特別管理産業廃棄物の処理業 																							
	事業の全体的な計画を記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の全体計画 <p>事業者が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物、また、病院等から排出される特別管理産業廃棄物の中間処理及び再資源化事業をおこなっております。</p> <p>地域環境、社会情勢の変化に応え、地球環境にやさしい企業として、限りある資源の有効活用に努めながら、自然環境との調和を目指します。</p> 																							
	中間処理業で取り扱うごみ種を記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間処理業 <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う廃棄物の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選別に係るもの <p>廃酸（容器に封入されたものに限る。）</p> <p>廃アルカリ（容器に封入されたものに限る。）</p> <p>動植物性残渣（容器に封入されたものに限る。）</p> <p>金属くず、ガラスくず、陶磁器くず</p> ・ 破碎に係るもの <p>廃プラスチック類</p> ・ 圧縮に係るもの <p>廃プラスチック類、金属くず</p> ・ 溶融に係るもの <p>廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）</p> ・ 脱水に係るもの <p>汚泥</p> ・ 中和に係るもの <p>汚泥、廃酸、廃アルカリ</p> ・ 焼却に係るもの <p>汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず</p> <p>動植物性残渣、ゴムくず</p> 																							
取り扱うごみ種の処理量を記載してください。	<ol style="list-style-type: none"> 2 予定計画処理量 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>廃油</td><td style="text-align: right;">100t/年</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td><td style="text-align: right;">180t/年</td></tr> <tr><td>汚泥</td><td style="text-align: right;">40t/年</td></tr> <tr><td>紙くず</td><td style="text-align: right;">40t/年</td></tr> <tr><td>金属くず</td><td style="text-align: right;">160t/年</td></tr> <tr><td>ガラスくず</td><td style="text-align: right;">3t/年</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>廃酸</td><td style="text-align: right;">80t/年</td></tr> <tr><td>廃アルカリ</td><td style="text-align: right;">90t/年</td></tr> <tr><td>汚泥</td><td style="text-align: right;">30t/年</td></tr> <tr><td>廃油</td><td style="text-align: right;">70t/年</td></tr> <tr><td>感染性廃棄物</td><td style="text-align: right;">50t/年</td></tr> <tr><td>廃石綿</td><td style="text-align: right;">3t/年</td></tr> </table> 	廃油	100t/年	廃プラスチック	180t/年	汚泥	40t/年	紙くず	40t/年	金属くず	160t/年	ガラスくず	3t/年	廃酸	80t/年	廃アルカリ	90t/年	汚泥	30t/年	廃油	70t/年	感染性廃棄物	50t/年	廃石綿	3t/年
廃油	100t/年																								
廃プラスチック	180t/年																								
汚泥	40t/年																								
紙くず	40t/年																								
金属くず	160t/年																								
ガラスくず	3t/年																								
廃酸	80t/年																								
廃アルカリ	90t/年																								
汚泥	30t/年																								
廃油	70t/年																								
感染性廃棄物	50t/年																								
廃石綿	3t/年																								

中間処理施設に関する情報を記載してください。

3 中間処理施設の概要
受入廃棄物を破碎、分別、圧縮し、有価物として売却。受入廃棄物を焼却し、ボイラタービンによる発電で施設内の電気を賄っている。

業務時間等の情報を記載してください。

4 事業体制
稼働時間 8:00～17:30
・ライン稼働時間8時間15分
・清掃1時間15分
・休憩1時間30分
・焼却については24時間稼働

環境保全に関する情報を記載してください

5 環境保全措置
・流出対策
雨水とは別にU字溝を設け集水し、排水処理施設で処理後、下水に放流。
・悪臭・害虫対策
脱臭装置を設置。
・騒音・振動対策
破碎機は防音壁で囲われている。

その他、特記事項があれば記載してください

6 その他
ISO14001による継続的な取組を行い、環境関連法令の順守、安全教育・緊急事態への対応等を計画的に実施していくことで、環境保全の維持向上に努めています。

ISO14001取得
令和〇〇年 本社

エコアクション21取得
令和〇〇年 本社

評価項目に該当する活動や記録を表記しても良いです。

産業廃棄物処理業 許可講習会修了者
処分業 2名配置

環境保全管理資格者数
公害防止管理者 1名
技術士 1名
環境計量士 1名
技術管理者(士) 1名

その他の資格者数
危険物取扱者 2名
一級ボイラー技士 1名
クレーン・デリック運転士 2名
第2種酸素欠乏危険作業主任者 2名
防火・防災管理者 1名
水質管理責任者 2名

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。

○ 法律では

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。

・ 廃棄物処理法施行規則

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一から八まで (略)

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置 (法第二十一条の二第一項に規定する応急の処置を含む。) の記録を作成し、三年間保存すること。

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。

・ 廃棄物処理法

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとするものは、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする物は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一から六まで (略)

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(産業廃棄物処理施設の維持管理記録等)

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。※維持管理に関する記録は、施行規則第十二条の六第九号で定められているとおり、三年間保存すること。

-裏面に続く-

○ 維持管理記録とは

廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号又は廃棄物処理法第十五条の二の三に定められた「維持管理の記録」のこと。

○ 審査書類について

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設
【書面審査資料】

- ・廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号の施設の「維持管理に関する点検、検査等の記録表」

(直近のもので、記録の様式等が分かるもの) の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する点検、検査等の記録を3年間分保存されているかを確認

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設
【書面審査資料】

- ・廃棄物処理法第十五条第2項第七号の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する計画に基づき適正に維持管理が行われ、その記録が3年間分保存されているかを確認

① 又は②に定められた「維持管理」に関する記録を提出及び現地審査で確認

**東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・
資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度
申請の手引き 令和6年4月**

編集・発行 東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社
優良性認定評価室
住所 東京都墨田区江東橋 4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル 5F
電話 03-3644-1381
<https://www.tokyokankyo.jp/>